

第三章 日本体育専門学校の誕生とその消長

昭和十年一月の日本体育会体操学校の火災は大井町時代の体操学校の幕引きを演じた。昭和九年二月、日本体育会理事会は東京世田谷区深沢に移転することを決定していたが、翌十年の年頭に見舞われた体操学校の火災はその移転の時期を早めることになったのである。移転の表向きの理由は京浜国道の用地として体操学校運動場が割譲せしめられ、しかも多くの施設が同居していた荏原中学校と共用させられていたので、大井のキャンパスではもはや充分に「体操」学校としての機能を果たせなくなったところにあつた。無論、体操学校の移転とともに荏原中学校も移転しているのだから、移転問題の背後には経営上の問題があつたと推される。しかし、この件に関しては未だ詳らかではない。

とまれ、日本体育会体操学校の深沢への移転は各種学校としての本校を専門学校に昇格させるための第一歩であつたといわねばならない。体育を専門的に教授するための学校において充分な広さの運動のスペースがないことは許されない。一万二、〇〇〇余坪の深沢の体操学校用地は体育専門学校への昇格を実現させるための新天地でもあつたのである。いっぽう、深沢への移転は体操学校を専門学校に昇格させることを狙うにとどまらなかつた。専門学校への昇格は単なるステップに過ぎず、真の狙いは体操学校を「大学」まで登り詰めさせることにあつた。すでに、論じてきたように、大正七年の『大学令』は財団法人の経営する私立大学を承認するもので、この大学令が発せられると、多くの私立の専門学校は大学への名乗りをあげ、これを実現していったのである。この時期において

「体育」を専門とする「大学」が国によって承認されたかどうかは疑問であるが、大学への昇格の可能性ができたことも事実であろう。だからして、各種学校としての体操学校を専門学校へと昇格しておく必要があったし、社団法人日本体育会を大学の設置母体とするために財団法人化しておく必要も出てきたのである。

かくて、財団法人日本体育会が経営する日本体育専門学校が誕生した。それは昭和十六年四月のことであるが、人々の生活は戦争一色に塗り潰されはじめた時期でもあった。学校の体操と教練の教師を養成するこの専門学校は戦争の呪縛から逃れることはできるはずもなく、国策に則った方策が練られていくことになる。航空・海洋体育科の設置はその事情を物語る。このように、日本体育専門学校はその設立の当初から「戦争」と共に歩んできたのであるが、敗戦を体験してからは、学園の再建のために懸命の努力を傾注し、新制大学としての日本体育大学への繋ぎの役割を演ずることとなったのである。以下において、日本体育専門学校の設立から廃校にいたる経緯を点描することにしよう。

第一節 日本体育専門学校の設立

本邦初の体育専門学校は昭和十六年四月にスタートするが、その専門学校構想は大正期においてすでに打ち出されていた。それは各種学校としての体操学校を大学へと発展させるとのシナリオのもとで描かれたもので、専門学校に対して大学への繋ぎの役割が期待されたに過ぎない。しかし、現実の問題としては各種学校を専門学校にするのが精一杯で、大学への昇格は夢のまた夢であった。体操学校を体育専門学校へと改組・転換することこそが急務

となっていたのである。その第一歩がより広いキャンパスを有する深沢への移転であった。次なる一步は経営基盤を安定させるために会員制の社団法人日本体育会を財団法人へと改組することによって達成されていく。また、学校経営を中心に置かざるを得なくなった日本体育会は体操学校の同窓の力を借りることなしに専門学校昇格後の学校の維持・経営は困難であるとの見通しから、同窓会の強化を図ることも忘れてはいなかった。かくて、日本体育会は日本体育専門学校の設置認可の申請を行うことになった。以下、その経緯を眺めてみよう。

第一項 日本体育会体操学校の深沢への移転に伴う新教育方針の提唱

昭和八年三月に定款を改正した日本体育会は体操学校を専門学校に昇格させるための条件整備に乗り出した。その第一は体育専門学校に相応しい広さのキャンパス用地を確保して、その地に移転することであった。昭和十年五月、日本体育会は不動銀行頭取の牧野元次郎から深沢の用地買取のための費用として三万円を寄付を受け、約一万二、〇〇〇坪の用地買取に成功する。かくて、寄宿寮の建設がなった昭和十二年十二月九日、日本体育会および体操学校は深沢の新天地に移転した。その後、日本体育会にあっては経営をめぐる混乱が続き、専門学校への昇格の準備は殆どなされない状態にあったが、体操学校の校長を大正十三年四月以来の稲垣三郎が務め、校長人事にまで日本体育会の混乱が影響を及ぼさなかったといえよう。しかし、体操学校を専門学校へと昇格させるための切り札として二荒芳徳（後、日本体育会会長）・米本卯吉（後、日本体育会総務理事）の二氏を本会に招聘してからは、本会内部の混乱に終止符が打たれ、体操学校の校長も交代することとなった。稲垣校長は昭和十四年十月に辞任し、これを受けて二荒芳徳が校長に就任する。以上が大井の地を離れて深沢の地に移転してからの約二カ年間の体操学

校をめぐる状況である。なお、深沢への移転の経緯に関しては第一部の「学校法人日本体育会の沿革」で詳しく取り上げられているので、二荒芳徳校長の新教育方針をみておくことにしよう。なお、その新教育方針については『学校法人日本体育会、日本体育大学八十年史』で論じられているものを次に引いて置くことにしたい。

二荒校長を迎えた体操学校は、専門学校昇格をめざして、当時の日本の社会情勢を反映する教育方針の確立をはかった。

その一つは、従来大正末年から角帽であった本校の制帽を、昭和十五年度から丸帽に改めたことである。すなわち、昭和十五年四月の財団法人実現を機に、二荒校長は、社会通念上大学生を意味する角帽子を廃止し、本校生徒に純真の姿を保たしめるため、身分にふさわしい丸帽を採用した。ようやく物資不足の傾向がみられた当時の国内情勢下で、このような改革を行なうことは容易なことではなかった。しかし、二荒校長は、この丸帽採用を教育上の重要問題とみている。これは、身分にふさわしい謙虚さを体操教員となる本校生徒に体得させようとした点で注目されねばならない（『国民体育』昭和十五年六月号）。実質に見合う形容は、過信への危険を防ぐものである。

その二つは、「本学の特徴」として示された教育目標にみられる。すなわち、次の八項目がそれである（昭和十五年頃の印刷物、引用者注）。

(1) 第二線国民軍養成

青少年の生理、身体の発達程度に即し、体育に須要なる学科術科を演練し、中等学校其他の体操及教練科教員を養成すると共に、武士的精神の錬磨と軍事訓練の強化とをはかり、武装せしむれば直ちに第一線に立ち得る人物を養成する。

(2) 家塾教育の再現

知識注入の教育に憚らず、人格中心の訓練即ち、昔の寺小屋・家塾制度の長所を現代に活かし、国土的人物を養成する。

(3) 家族制度の醇化

日本古来の民族精神の基調たる家族制度に則り、数人に以つて一班として起居を共にせしめ家族的な共同精神の醇化をはかり祖先を崇拜し、且つ個人個人の特徴を伸ばしつ、家族生活の向上に寄与する人物を養成する。

(4) 全人的指導

全学生は合宿してあらゆる生活体験を通しての行をなし、生活態度、礼法を会得せしめて全人的の完成を期し、実行力のある人物を養成する。

(5) 全体的体位の向上

班を一単位とする協同組織により運動・競技等をなし音に個人の体をよくするのみならず、国家全体の体位の向上を目指し、衛生保健を重んじ、各自の体位測定をなし班の平均体位をもとめ、班相互に切磋し、社会人としての自覚を深め、真の強健なる身体と精神とを持つ真に臣道実践の人物を養成する。

(6) 開拓創造精神の養成

野営野外訓練をなし、心は弥が上に聖く軀は鋼鉄の如く強く鍛練して、たとへ人跡未到の地に於ても男々しく生活し得る、固き意思と体力とを持つ、創造力の熾んな、而して如何なる困苦欠乏にも耐え得る開拓者を養成する。

(7) 研究班編成による學術研究

教官の指導の下に、各自の得意とする学科の研究班を編成し、共同研究の結果を相互に発表討議せしめ、自発的な真の究明的精神を養成し、体育科学の真髓にふれしめる。

(8) 団体的規律統制

軍事訓練と相俟つて班・団・集団等の規律統制ある訓練に習熟せしめ、且つ大集団の指揮をも執り得る指導者を養成する。

学生の自分を、すなわち体操学校の学生たる自分を自覚させ、全体に対する個人の役割を徹底的に指導することによって、国家に奉仕しうる人間を育成することが、二荒芳徳校長の方針として提唱されたといえそうである。この教育方針は「戦争」に対する心構えが説かれたものであったが、唯一の救いは「競技」(スポーツ)の奨励と「術研究」の奨励にあった。時代は戦争を肯定することしか許さなかつたのだから、スポーツや学問の奨励は二荒校長の良心の発露であつたと読み取ることも可能であろう。とまれ、体操学校が専門学校へと昇格してからも、校長は交代することがなかつたのだから、右に掲げられた教育方針は専門学校においても貫かれたといわねばならない。

第二項 社団法人日本体育会の財団法人への改組

社団法人日本体育会の財団法人化への改組の問題は、東京府の私立中学校への補助金交付の制度が変更されたことによつて発生した。つまり、当該補助金が「財団法人」組織に対してしか交付されないと東京府からの指示によつて、荏原中学校を維持・経営する「社団法人」日本体育会は財団法人化する必要に迫られたのである。昭和二年十二月、日本体育会理事会は財団法人化問題を討議し、財団法人日本体育会に改組するとの方針を採択した。しかし、当面の問題として社団法人日本体育会の定款の第三条に「其他一般ノ教育事業ヲ施ス」の文言を入れ、体操学校以外の学校の経営を正当化するという措置が講じられている。ために、この財団法人化の問題は先き送りされ

てしまふことになった。

日本体育会の財団法人化問題が再びクローズアップされてくるのは深沢へ体操学校が移転してからであった。深沢への移転は体操学校の専門学校への昇格が前提となっていたにもかかわらず、昇格へ向けての目に見えた成果はなかなか達成されなかった。水面下で社団法人日本体育会の財団法人化の準備がすすめられていたけれども、その改組のための資金調達に手間取ったのである。そのため、経営陣の足並みも乱れ、改組どころではなくなっている。ましてや、専門学校への昇格問題がタイム・テーブルに乗せられることもなかった。体操学校の専門学校への昇格は体操学校卒業生が最も望んでいたところであるが、一向に埒があかないのに業を煮やした卒業生たちが、経営陣に対して批判の狼煙をあげ、日本体育会の改革に乗り出すこととなった。その主役を演じたのが、同窓会の中から生まれでた「新々会」であった。

新々会は日本体育会の経営陣容の改革に大きく関わり、外から二荒芳徳と米本卯吉の辣腕経営人を迎える。昭和十四年十一月のことであった。本会の会長に二荒が、総務理事に米本が就任し、早速、財団法人への改組問題に着手した。その結果、翌十五年四月一日に、社団法人日本体育会を解散して、財団法人日本体育会を組織することに成功する。ここにいたって、日本体育専門学校設置認可申請書の提出の条件が整えられたといえよう。なお、財団法人への改組の経緯については第一部「学校法人日本体育会の沿革」で詳しく論じられているので、参照されたい。

第三項 体操学校同窓会の強化

日本体育会の二荒米本体制は新々会の、すなわち体操学校同窓会の後押しによって誕生した。したがって、二

荒会長も、米本総務理事も同窓会の組織方に敬意を表するとともに、同窓会が本会および本校の支援団体でありつづけることを切望したとみる事ができよう。二荒・米本の両氏の計らいであるかどうかは別にしても、この二人の人物を登場させた体操学校同窓会はその組織の一層の強化をはかり、本会および本校に協力していく立場を鮮明にしていった。昭和十五年十月二十七日、全国日体同窓会が開催され、同年十二月一日に全国日体同窓会支部長会議が招集された。この支部長会議において新しい日体同窓会規則および日体同窓会支部細則が採択されている。その同窓会規則および支部細則は次に掲げるとおりであるが、体操学校が専門学校に昇格する以前に、日本体育専門学校の名が盛られている点は注目される点である。昭和十六年三月号の『国民体育』が掲載した日体同窓会規則第六条に「会員ハ体操練習所、体操学校、日本体育専門学校卒業者トス」と定められ、第七条の役員に関する条文の中で「会長」として「日本体育専門学校長ヲ推戴ス」と規定されているためである。

日体同窓会規則

第一章 総則

- 第一条 本会ハ日体同窓会ト称ス
- 第二条 本会事務所ハ東京市世田谷区深沢町三丁目三七〇財団法人日本体育会ニ置ク
- 第三条 本会ハ国体ノ本義ヲ体シ金会員一致協力体育ノ研鑽ト斯道ノ隆昌トニ勗メ親和共済ノ実ヲ挙ゲ以テ体育報国ノ誠ヲ效サンコトヲ期ス
- 第四条 本会ハ各道府県ヲ単位トシタル支部ヲ設ク 支部の細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第五条 本会ハ第三条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

- 一、皇国精神涵養ニ関スル企画
- 二、体育ニ関スル各種ノ調査研究
- 三、体育図書ノ刊行
- 四、其ノ他必要ト認ムル事項

第二章 会員及役員

第六條 会員ハ体操練習所、体操学校、日本体育専門学校卒業者トス
 第七條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名 日本体育専門学校長を推戴ス
- 二、顧問 若干名（内一名ヲ常任顧問トシ日本体育会総務理事ヲ推ス）
- 三、幹事 若干名（内常任幹事五名以内トシ其ノ一名ヲ幹事長トス）會員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 四、支部長 第四條ニヨル各道府県ノ支部長ハ当該支部ニ於テ之ヲ選定シ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第八條 役員ノ任務ハ左ノ如シ

會長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統括ス 顧問ハ必要ニ応ジ本会事業ノ審議ニ参画ス 幹事ハ本会ノ重要事項ヲ審議ス 常任幹事ハ常務ヲ掌理シ支部トノ連絡人事ノ斡旋ヲナス 幹事長ハ會長ノ命ヲ受ケテ会務ヲ処理シ幹事会及常任幹事会ヲ開ク 支部長ハ支部ヲ統卒シ且幹事会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第九條 役員（顧問ヲ除ク）ノ任期ハ二年トス 但シ重任ヲ妨ゲズ

第三章 総 会

第十條 本会ハ毎年一回總會及支部長會議ヲ開ク 但必要ニ応ジ臨時會ヲ開クコトアルベシ

第十一 条 總會期日及臨時會ハ會長之ヲ定ム

第四章 會 計

第十二 条 本會ノ經費ハ入會金、支部負担金、日本体育會補助金寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第十三 条 會員ハ入會ノ際入會金五円ヲ本部ニ納付スルモノトス

第十四 条 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌三月三十一日ヲ以テ終ル毎年一回總會ニ於テ収支決算ヲ報告ス

第十五 条 本會ニ功勞アリタル者ニハ適當ナル方法ニヨリ表彰スルコトアルベシ

第十六 条 會員ニシテ死亡シタル時ハ弔辭ヲ贈ルモノトス 尚弔慰金ヲ贈ルコトアルベシ

第十七 条 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シタル者アル時ハ之ヲ除名ス

第十八 条 本會ノ會報ハ雜誌『國民体育』ヲ以テス

第十九 条 會員ハ異動ノ都度其職業住所ヲ本部及支部ニ報告スルモノトス

第二十 条 本會則改正ノ必要アルタル時ハ支部長會議ニ諮リ會長之ヲ定ム

日 体 同 窓 會 支 部 細 則

第一 条 日体同窓會ハ會則第四条ニ依リ支部ヲ設立シタル時ハ支部員名簿、支部會則ヲ作成シテ支部設立ノ報告ヲナシ會長ノ承認ヲ經ルモノトス

第二 条 支部ハ其ノ所在道府県ノ名ニ因リ日体同窓會何々支部（「同窓會」ノ三字ヲ省略スルコトアルベシ）ト稱ス

第三 条 支部ノ承認ヲ經タル時ハ直ニ支部役員ヲ選出シ本部ニ通報ノ上會長ノ委嘱ヲ受クルモノトス

第四 条 支部ハ一定ノ事務所ヲ設ケ役員中事務責任者ヲ置クコトヲ要ス

第五 条 支部ニ備フベキ簿票左ノ如シ

一、支部沿革誌 二、役員名簿 三、会員名簿 四、会計簿一式 五、其ノ他

第六條 支部会則ノ改正役員ノ変更等アリタル時ハ其ノ都度必ズ本部ニ報告シ承認ヲ得ベキモノトス

第七條 支部ニ要スル経費ハ当該支部会員ノ会費、本部ノ補助金及寄付金ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 支部長ハ毎年五月一日現在ヲ以テ会員名簿ト共ニ其ノ状況ヲ六月三十日迄ニ必ズ本部ニ報告シ且負擔金（会員一人当金五十銭ノ割）ヲ納付スルモノトス

第九條 支部ニ於テ近県合同ノ上臨時大会ヲ開催スル場合ハ子メ本部ニ通報連絡ヲ取ルモノトス

付則 従来既ニ支部ヲ設置セル道府県ニアリテハ本部会則及本細則ニ拠リ会名、会則等ノ整理ヲナシ直ニ之ヲ本部ニ報告シ會長ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

右に掲げた「日体同窓会規則」および「日体同窓会支部細則」は、一見、日本体育会および日本体育会体操学校（後、日本体育専門学校）と距離を保ちつゝ、体育会および学校の支援をする組織であるようにみえる。しかし、当該の規則および細則で定められた主要な部分は全て「會長」の承認を必要としているため、体育会および学校の下部組織として機能するしかないように仕組まれているのである。当該規則にある「會長」とは日本体育専門学校の長のことであり、専門学校長に予定されていたのが日本体育会會長すなわち二荒芳徳であったからである。全国的に組織された「日体同窓会」は日本体育会および日本体育専門学校の意思がそのまま反映される組織として再編されたのである。「この同窓会組織を通して、現職にある卒業生のための講習会が計画されたり、同窓による本校生徒募集についての協力体制が確立された」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）というのは当然の成り行きであったといわねばならない。「日体」同窓会は名実ともに「日体」当局の支援団体になったのである。

第四項 日本体育専門学校の設立

(一) 設立趣意書

昭和五年三月に結成された「日本体育会体操学校昇格期成会」は「昭和十三年三月、日本体育会との間に意見の相違を生じて以来、事実上その活動を停止していた」けれども、その日本体育会が再び「二荒会長のもとで専門学校昇格にむかつて活発な活動を開始するようになる」と、昇格期成会もこれに協力、ふたたび活動に移った」という（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。昭和十五年三月十三日、日本体育会体操学校昇格期成会は總會を開催し、日本体育会会長兼体操学校校長の二荒芳徳伯爵を会長に依頼して、専門学校への昇格に向けて本格的な活動を開始する。かくして、体操学校関係者の全面的な協力を得て、日本体育専門学校設立認可申請書の提出の運びとなっていく。その申請は昭和十五年十二月二十七日に実施され、財団法人日本体育会会長伯爵二荒芳徳から橋田邦彦文部大臣に宛てて申し出られている。当該申請書に認められた設立のための趣意書を次に掲げておこう。

趣意書

我が日本体育会ハ国民心身ノ剛健ヲ図リ以テ国家盛運ノ扶翼ヲ期スベク明治二十四年創立シ明治二十六年体育指導者錬成機関トシテ体操練習所ヲ設立シタリ越エテ明治二十三年体操練習所ノ組織ヲ改メテ体操学校ト改称シ特ニ文部大臣ノ指定ヲ受ク前後四十八年拮据経営今日ニ至リ五千七百有餘ノ卒業者ヲ出シ聊カ邦家体育隆興ノ為ニ寄与セル所アリ明治二十六年本会ニ対シ辱クモ思召ヲ以テ恩賜ヲ蒙リ次イデ總裁ニ皇族ヲ奉戴シ皇太子殿下ノ行啓ヲ仰ギ奉ルノ光栄ヲ拝シ政府又議會ノ協賛ヲ経テ明治三十二年ヨリ向フ五年間年額金一万円宛ノ

補助金ヲ交付シテ国民体位向上ノ為本会ニ期待セラルル処大ナルモノアリキ

今ヤ世界ノ大勢ハ各国争ツテ国防国家ノ確立ニ努メ国民体力ノ増強ヲ以テ重要国策トナスニ至リ加フルニ我が国現下ノ非常時局ニアリテハ国家ノ総力ヲ挙ゲテ国防充実ニ総合統一スベキニ当リ人的資源ノ極メテ緊要切実ナルハ言フ俟タズ須ク国家新体制ノ下ニ教学ノ刷新ヲ断行シ国民体育ノ全面的釐革ト其ノ徹底の普及トニ専意セザルベカラズ而シテ億兆一心国家奉仕ノ実ヲ具現セントスルニハ其ノ基礎ヲ崇高ナル学徳ト共ニ旺盛ナル氣力強靱ナル体力ヲ有スル国民ノ訓練ニ置カサルベカラズ

是ニ於テ乎本会ノ責務洵ニ重大ニシテ而モ焦眉ノ急ヲ要スル事業マタ尠カラザルヲ痛感シ本年四月一日ヲ以テ従来ノ社団法人ヲ改組シテ財団法人トナシ其ノ陣容ヲ整備一新セリ而シテ一層体育指導者養成ノ上ニ主力ヲ傾倒シ其ノ組織施設ノ改正充実ニ努ム実ニ優秀ナル体育指導者ヲ輩出シ青少年ノ心身鍛練ニ努メ以テ皇国有為ノ臣民ヲ鍊成スルハ一ニ国家ノ推進力ヲ培ヒ新東亜建設ヲ完ウスル所以ニ他ナラズ仍テ本会付属体操学校ノ學則ヲ改定シ皇国日本ノ新教育ニ貢献セントスル熱意ノ下ニ昭和十六年度ヨリ専門学校令ニ拠リ実施センコトヲ期シ之ニ伴フ諸般ノ設備ヲ整ヒタリ從テ「日本体育専門学校」ト改称シ以テ多年熱望セル専門学校昇格ノ実現ニ依リ益々国体ノ本義ニ徹シ肇國ノ大精神ニ則リ体育報國ニ邁進セントスコレ全ク本会ガ嘗テ浴シタル皇室及國家ノ光荣恩寵ニ報ユル所以ナリト信ズ

(二) 体育専門学校設立認可の条件

昭和十六年二月十九日、文部省は日本体育会からの申請に依りて、宇野喜代之介督学官ら六名を体操学校に派遣して実地調査を行つた。その調査結果は、昭和十六年二月二十四日付で文部大臣宛に「復命書」として提出されてゐる。復命書の内容によると、調査は「校地、校舎、寄宿舎」「施設及設備」「教職員組織及俸給」「科別及学科課程」

「経理状況」の五項目にわたって行われ、体育の専門学校としての条件が整えられているかが検討されている。この条件整備がどの程度であったのがわかれば、当時の体操学校の施設・設備状況等々の内容も見えてこよう。そこで、次に当該の復命書を掲げることにはしたい。

復命書

命ニ依リ日本体育専門学校設置に關シ財団法人日本体育会及体操学校ノ実地視察ヲナシタル処其ノ概況別紙ノ通りニ有之此段及復命候

昭和十六年二月二十四日

監学官 宇野 喜代之介 ㊟
同 水野 敏夫 ㊟
体育官 高田 通 ㊟
学務課長 ㊟

文部大臣 橋田 邦彦 殿

専門学務局長 ㊟

体育局長 了

(備考) 昭和十六年二月十九日ヨリ視察セリ、

体育官補浜田義明、文部属小島末一 同行調査セリ、

校地、校舎、寄宿舎

体育専門学校男子部ニ於テ使用スベキ校地、校舎、寄宿舎等ノ実地ヲ視、校舎増築敷地拡張ニ關スル計画

ヲ検討スルニ、男子部ニ就テハ専門学校トシテ先ヅ許容セラレルベキモノト思料セラル。女子部ニ就テハ、現在ノ女子部寄宿舎敷地ニ隣接ノ土地ヲ購入シ女子部ヲ拡張スルノ案アリト雖モ、校地拡張ノ計画アル以外ニハ校舍建築等巨細ニ亘ツテノ案樹立セラレズ、現在見ル校舍、校地ノ状態ニ於テハ専門学校女子部トシテコレヲ認ムルニハ甚ダ不十分ナリト言ハザルヲ得ズ。殊ニ本科（三ヶ年）師範科（二ヶ年）而立テヲ認ムルハ甚ダ無理ナルベク、当分ノ状態ヲ以テシテハ女子部ハ師範科ノミヲ許スヲ極限トスルニ非ズヤト思料セラル。

施設及設備

男子部ニ於テハ相当優秀ナル体育館建設ノ計画進捗中ナリ。男子部及女子部トモニ、養護衛生、或ハ体育研究ノ施設甚ダ不完備ナル現状ナリ。コノ方面ノ施設設備ヲ強化スルコトヲ殊ニ注意スル必要アルベシ。図書購入ノ費用モ僅少ニシテ図書室ノ如キモ貧弱ナリ、体育学校ト雖モコノ方面ノ注意ヲ必要トスベシ。

教職員組織及俸給

体操学校現在ノ教員組織ヲ見、且実地視察当日ノ授業等ヲ見タル結果トシテ考フルニ、専門学校トナル場合ニ現在ノ教員ヲ其很多数採用スルコトハ質的ニ見テ如何ヤノ感深シ。優秀ナル専任教員ヲ得ルニハ努メシメザルベカラズ。コレ独リ体育方面ノ教員ノミニハ限ラザルモ、体育方面ニ就テハ特ニ本省体育局ト連絡セシメテ良質教員ヲ選バシムル必要アリ。ナホ現在ノ俸給ヲ調査シタルニ平均給甚ダ低キ状況ナリ、コノ点又大ニ改善スルニ非ザレバ体育専門学校ノ実質的向上ハ期待スルヲ得ザルベシ。

科別及学科課程

男子部女子部ノ科別ヲ見ルニ、本科（三ヶ年）ノ外ニ師範科（二ヶ年）アリ。専門教育ヲ徹底セシムルニハ、三ヶ年ノ本科ヲ良シトスベキモ、尚二ヶ年修了ノ課程ヲ置クコトモ必要ナル体育界ノ現状ナルベキカ。各種学校トシテノ現体操学校ニ於テコノ二ヶ年修了ノ科ガ三ヶ年修了ノ科ヨリモ優勢ナル現状ニテ止ムヲ得ズトスベキモ、専門学校トナル以上ハ特ニ男子部ニ於テハ三ヶ年修了ノ本科ガ学校ノ主勢力トナル様ニアリ

タキモノナリ。ナホ男子部ニアリテハ本科三年ヲ卒ヘタルモノニ体操科中等教員ノ免許状ノ外或ハ修身或ハ柔剣道ノ免許状ヲ与ヘントスル目的ヨリ授業時間総数多キニ失スル嫌ヒアリ、コノ点ニ関シテハ幾分ノ訂正ヲナスベキヲ注意シ置キタリ。

経理状況

日本体育会(体育専門学校ヲ維持経営スル財団)ノ経理状況ハ近年良好ニ向ヒツツアリ。殊ニ理事ニ荒芳徳伯ヲ校長トシ理事米本卯吉氏ヲ総務トシテ体操学校ノ経営ニ当ルニ至リテ以来ハ同校ノ教育及経済ノ実情向上ノ路ヲ辿リツツアリ。体育専門学校ニ就テモ予定ノ寄付金ヲ確實ニ取納シ校舍其ノ他施設設備ノ充実ヲ図ルコトヲ怠ラズンバ、専門学校トシテ相当ノモノトナルヲ得べく、前項ニ要望セル如キ教職員ノ組織及俸給ヲ改善スベキ資源ヲ体育学校年々ノ収入ニ依リテ凡ソ支弁スルヲ得ベシト思料セラル。タダ校地拡張、体育館其ノ他ノ建設ノ計画実行ハ一ニ懸ツテ米本理事ノ努力奔走ニ俟ツノ状態ナレバ、事業半バニシテ米本氏ノ去ルガ如キコトアラバ甚ダ困惑ニ陥ルベキ憂ナシトセズ、コノ点注意ヲ要スベシ

以上、实地視察ニヨル所見大要ヲ記シタルガ、左記ノ諸項ヲ条件トセバ認可相成リ然ルベシト思料セラル

一、寄付金ヲ予定ノ如ク取納シテ遅滞ナク既定計画ヲ実施シ、校舍及諸施設ノ充実ヲ図ルコト

一、教職員ノ組織及俸給ヲ十分ニ良好ナラシムルコト

一、養護、衛生及体育研究ノ施設設備ヲ完備スルコト

一、女子部ニ就テハ校舍運動場等ノ拡張ニツキ具体案ヲ樹立シコレガ実現ヲ速カニ図ルコト、而シテソレマデハ女子部ニハ師範科ノミヲ置クコト

一、現体操学校高等師範科生徒ヲ体育学校師範科ニ編入スルニ當ツテハ試験ヲ行ヒ適格者ノミヲ採用スベキコト

△? 社会体育ニ於テハ二ヶ年程度デモ当分差支ナキカト思ハルルガ師範科トシテ教員ノ養成ヲ目的トスベキモノハ三ヶ年以上ノ修業年限ヲ要スル実情ナリ(この条、朱書き、引用者注)

右の復命書は日本体育専門学校設立認可の条件として読み取ることができ、これが条件は概ね昭和十六年三月十日の設立認可に際して専門学校学務局長からの日本体育会に對する通牒によって指示されている。すなわち、「本会基本金を昭和十六年中に五万円増額して一五万円とすること、既定計画の通り校地校舎を充実し、図書費を増額すること、教職員組織を充実し、その待遇を向上すること、養護衛生施設・体育研究施設を完備すること、体操学校生徒を専門学校二年次へ編入する場合は、検定試験の上当局の承認を受けること、男子部師範科(二年制)は、昭和十七年度から廃止すること」(『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』)が認可条件として提示されたのである。この他にも、当該復命書で提示された条件、つまり女子部の本科(三ヶ年)については校舎・運動場の拡張を図るまでは設置を認めないこと、体操学校高等科の学生を専門学校師範科に編入するに当たっては試験を行い適格者のみの編入を認めるようにすること、が申し伝えられたと見做すことができよう。なお、米本卯吉総務理事が体育専門学校の維持経営を途中で投げ出さないと確約も設置認可の条件であったとみなければならぬ。というのは、復命書に「タダ校地拡張、体育館其ノ他ノ建設ノ計画実行ハ一ニ懸ツテ米本理事ノ努力奔走ニ俟ツノ状態ナレバ、事業半バニシテ米本氏ノ去ルガ如キコトアラバ甚ダ困惑ニ陥ルベキ憂ナシトセズ コノ点注意ヲ要スベシ」との意図的に記録するように認められたと思われる記述がみられるからである。

(三) 日本体育専門学校規則とその制定の背景

昭和十六年三月十日、本邦初の体育専門学校は若干の課題を残しながらもその設立が認可され、三月十四日に官

報で告示された。また、この年の六月二十六日、文部省告示第七一〇号をもって日本体育専門学校本科および師範科卒業生に対して師範学校、中学校、高等女学校における「体操」と「教練」の教員の無試験検定出願資格が承認された。これは体操学校時代にすでに認可済のことに過ぎない。だとすれば、各種学校としての体操学校を専門学校に格上げせずとも、教員養成機関としての機能は十分に果たせたといわねばならない。しかし、それでも国は体操学校を専門学校へと昇格させたのである。それは戦争という時代の要請であったと受け止めることもできよう。体操学校当局は大学への繋ぎとして専門学校を考えていたのに対して、体操および教練の教員養成機関として体操学校に期待していた文部省側は体育専門学校へと昇格させる差し迫った理由がなかったといわねばならない。だから、国が戦時下にあつて国民の体位・体力の向上や連帯意識の高揚を目指すとする体育専門学校に対して大きな期待を寄せたところに、体育の専門学校化の道が開けたとみななければなるまい。専門学校へ昇格させることを前提にして審査し、設立の認可を下したのである。それでも解釈しなければ、体操学校の昇格申請を検討・審査した委員が文部大臣に宛て、*「米本総務理事が日本体育会の維持・経営に従事することが前提である」と進言した理由を見出すことが困難なのである。*とまれ、最初の体育専門学校の設立はスムーズに運び、その学則も専門学校に相応しく規定された。設立が認可された時の学則を次に掲げることにしよう。なお、男子部の高等科は体操学校から専門学校へと移行する過程での措置として、専門学校に設置することが認められたが、その移行措置の期限がくる昭和十七年度からは当該高等科は廃止されている。また、女子部は本科（三ヶ年）の設置が認められなかったが、十八年度から開設された。

日本体育専門学校學則

第一章 目的

第一条 本校ハ専門學校令ニ拠リ体育ニ関スル高等ノ學理並ニ實際ヲ教授シ特ニ皇國精神ノ涵養ニ努メ兼
ネテ國民体育ノ指導ニ當ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 部、科及修業年限

第二条 本校ニハ男子部、女子部ヲ置ク

第三条 各部ヲ分チテ本科、研究科、師範科、專修科ノ四種トス

第四条 修業年限ハ本科三年、師範科二年、研究科、專修科各一年トス

第三章 學年、學期及休業

第五条 學年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 學年ハ左ノ三學期ニ分ツ

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル

第三學期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第七条 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

春期休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル

第八条 休業日左ノ如シ

祝日、祭日、日曜日、本會創立記念祝日

第四章 學科課程

第九條 各科ノ学科課程及每週授業時間數表次ノ如シ

男子部

体育原論			歴史	外国語	漢語及 國語文	教育学	公民科	修身			学科目	課程 時數	学科及 学年	
体育解剖学	体育史	体育概論	国史	英独逸語又ハ	講讀、作文	教育学		倫理學	實戰倫理	原國道德	学科課程	部第一	第一 学 年 本 科	
—	—	二	一	二	三	二		三	一	二	部第二	每週 授業 時數		
—	—	二	一	二	三	二				二	部第三			
体育生理衛生	体育測定学	同上	同上	同上	講讀、 作文法	教育史及 教授法		哲學概論	東洋倫理學	同上	国家學	部第一	第二 学 年	
二	—	一	一	二	三	二		二	二	一	二	部第二		每週 授業 時數
二	—	一	一	二	三	二				一	二	部第三		
同上	体育心理学	同上	同上	同上	同上	管教授法 及 法	概公民生 說活	史西洋倫理學	社会倫理	同上	国民道德史	部第一	第三 学 年	
—	二	一	一	二	三	二	一	二	一	二	二	部第二		每週 授業 時數
—	二	一	一	二	三	二	一		一	一		部第三		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	学科課程	研 究 科	
—	二	一	一	二	三	二	一		二	一	二	部第一		每週 授業 時數
—	二	一	一	二	三	二	一			一		部第二		
—	二	一	一	二	三	二	一			一		部第三		

計	訓練学	青少年	音楽	柔道	剣道	教練	体操					徒手体操	
							遊戯	球技	競技	器械体操	器械体操		
三七	訓練学	青少年	音楽	柔道 各論形乱捕	剣道 各論形総論	軍事学	教練	遊戯	球技	競技	器械体操	器械体操	徒手体操
三九		一	一	三	九	一	三	二	二	二	二	二	
三九		一	一	九				二	二	二	二	二	
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	体育教授法
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
三八		一	一	三		一	三	一	二	二	二	二	一
三九		一	一		八	一	三	一	二	二	二	二	一
三九		一	一	八		一	三	一	二	二	二	二	一
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	体育 経営及行政
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
三七		一	一	三		一	三	一	二	二	二	二	一
三八		一	一		八	一	三	一	二	二	二	二	一
三八		一	一	八		一	三	一	二	二	二	二	一
		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
		上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	
三七		一	一	三		一	三	一	二	二	二	二	一
三八		一	一		八	一	三	一	二	二	二	二	一
三八		一	一	八		一	三	一	二	二	二	二	一

備考

- 一、本科第一部ハ修身、第二部ハ剣道、第三部ハ柔道ヲ兼修スルモノトス
- 二、右学科課程表体操ノ内一週二時間国防競技ヲ 武道ノ内一週一時間銃剣道ヲ行フモノトス
- 三、弓道、相撲ハ随意科目トス
- 四、本表ノ外適當ノ期間ニ於テ滑空、遊泳、スキーヲ課ス

生	體育原理	歷史	國語漢文	外國語	教育學	公民科	修身	學科目	學年 課程 時數	師 範 科
理	解剖、生理衛生	體育史	講讀、文法、作文	讀方、訳解	教育學	公民科	國民道德	第一學年		
二	一	一	三	二	一	一	一	業每週 時數授		
同上及救急療法	體育原理	同上	同上	同上	教育史及教授法		倫理學史	第二學年		
二	二	一	三	二	二	一	一	業每週 時數授		
同上	同上及研究論文			同上	同上	公民科	倫理學		專 修 科	
二	一			二	二	一	一	業每週 時數授		

計	音楽	武道	教練及軍事学	遊戯及競技	体操
	声楽、器楽、理論	捕 剣道総論各論試合 柔道総論各論形乱	教練及軍事学	遊戯及競技	体操及教授法
三八	二	三	六	五	一〇
	同上及教授法	同上	同上	同上	同上
三八	二	三	六	五	一〇
	同上	同上	同上	同上	同上
三四	二	三	六	五	一〇

備考 一、武道ハ剣道又ハ柔道の何レカヲ専修スルモノトス

二、弓道、相撲ハ随意科目トス

三、本表ノ外夏季ニ於テハ遊泳、冬季ニ於テハスキーヲ課ス

女子部

体育原理	歴史	国語漢文	英語	教育学	公民科	修身	学科目	学年時数 課程	師
							第一学年		
体育史	日本歴史	講読、文法、作文	読方、訳解	教育学	公民科	国民道德	第一学年	業毎週 時数授	範
一	一	三	二	一	一	一			
体育原理	同上	同上	同上	教育史及教授法		倫理学史	第二学年	業毎週 時数授	科
二	一	三	二	二		一			
同上			同上	同上	公民科	倫理学及作法		業毎週 時数授	專 修 科
一			二	二	一	一			

生	理	解剖生理衛生	三	同上及救急療法	三	同上	三
體	操	及體操、教練 及教授法	九	同上	九	同上	九
遊	戲及競技	遊戲及競技	九	同上	九	同上	五
音	樂	聲樂、器樂、理論	四	同上及教授法	四	同上	四
計			三五		三六		二七

備考 右学科課程表体操ノ内一週二時間薙刀ヲ 遊戲及競技ノ内一週一時間弓道ヲ行フモノトス
第五章 入退学及生徒定員

第十一条 入学期ハ毎学年ノ初トス

本校第一学年ニ入学シ得ベキ者ハ本科及師範科ニアリテハ年齢十八年以上女子部ニアリテハ同十
六年以上ノ者ニシテ品行方正身体強健ニシテ左ノ各項ノ一ニ該当シ本校ノ入学檢定ニ合格シタル
モノトス

本科

- 一、中等学校ヲ卒業シタルモノ
 - 二、専門学校入学者檢定規程ニヨル試験ニ合格シタルモノ
 - 三、専門学校入学者檢定規程第十一条ニヨリ指定セラレタルモノ
- 師範科

- 一、本科ニ入学シ得ル資格ヲ有スルモノ
 - 二、兵役法施行令第百三号又ハ文官任用令第六条第一号ニヨリ中学校ト同等以上ト認定セラレタル学校ヲ卒業シタルモノ
 - 三、小学校本科正教員尋常小学校本科正教員若ハ小学校専科正教員小学校准教員ノ免許状ヲ有スルモノ
 - 四、教員免許令ニヨリ授与セラレタル教員免許状ヲ有スルモノ
 - 五、外国ニ於テ師範学校中学校ニ準ズベキ学校ヲ卒業シタルモノ
 - 六、文部大臣ニ於テ某学科目ニ関シ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタルモノ
 - 七、第一号ニ準ズベキ學歷アルモノ
- 研究科
- 一、本校本科卒業者ニ限ル
- 専修科
- 一、本校師範科卒業者ニ限ル
- 女子部師範科
- 一、高等女学校ヲ卒業シタルモノ
 - 二、専門学校入学者検定規程ニヨリ試験ニ合格シタルモノ
 - 三、専門学校入学者検定規程第一条ニヨリ指定セラレタルモノ
 - 四、小学校本科正教員尋常小学校本科正教員若ハ小学校専科正教員小学校准教員ノ免許状ヲ有スルモノ
 - 五、教員免許令ニヨリ授与セラレタル教員免許状ヲ有スルモノ
 - 六、外国ニ於テ師範学校高等女学校ニ準ズベキ学校ヲ卒業シタルモノ

七、文部大臣ニ於テ某学科目ニ関シ適當ト認定シタル学校ヲ卒業シタルモノ
八、第一号ニ準ズベキ学歴アルモノ

女子部専修科

一、本校女子部師範科卒業者ニ限ル

第十二条 本校ノ定員ハ千名トス 其ノ内訳左ノ如シ

男子部 女子部 計

本科 四五〇 四五〇

師範科 三〇〇 一〇〇 四〇〇

研究科 五〇 五〇

専修科 五〇 五〇 一〇〇

計 八五〇 一五〇 一、〇〇〇

第十三条 本校ニ入学セントスルモノハ檢定料トシテ金五円及左ノ書類ヲ入学願書ニ添ヘテ差出スベシ

一、入学志願者ハ当該学校長ノ入学推薦書人物考查卒業又ハ修業成績証明書

二、教員免許状ヲ有スルモノハ地方長官ノ授与証明書

三、師範学校卒業者ハ服務終了ニ関スル地方長官ノ証明書

四、本科、研究科、師範科、専修科ニ入学セントスルモノハ教員免許令第五条各号ニ該当セザルコ
トヲ証明セル市町村長ノ身分証明書

五、戸籍抄本及身体検査書

第十四条 入学ヲ許可セラレタルモノハ東京府又ハ近県居住者ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ入学者ニ関スル一切

ノ責任ヲ負フベキ者ヲ保証人トシテ第三号書式ノ在学保証書ヲ入学ノ日ヨリ十日以内ニ差出スベ
シ

但シ本校ニ於テ不適當ト認ムル保証人ハ之ヲ変更セシムルコトアルベシ
保証人住所ヲ転ジ又ハ改名改印シタルトキハ速ニ届出ツベシ

第十五条

休学セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス

一、兵役ニ服スルモノハ其ノ現役又ハ召集中休学ヲ許可ス

二、疾病ニヨリ二ヶ月以上修学スルコト能ハザルモノハ医師ノ診断書其ノ他止ムヲ得ザル理由アルモノハ其ノ旨詳記シ当該学年間休学ヲ願出ズルコトヲ得

三、休学ノ許可ヲ得タルモノハ休学満期後原級ニ服セシム 但シ休学期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

四、休学中ハ学費ヲ徴取セス 但シ学年中途休学ヲ許可シタルトキハ其ノ期ノ学費ヲ徴取ス又中途ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴取ス

第十六条

退学セントスルモノハ其ノ事由ヲ記載シ保証人連署ヲ以テ願出ツベシ

第十七条 已ニ退学シタル生徒ニシテ再入学ヲ願出ヅルモノアルトキハ原学期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルベシ

第六章 試 験

第十八条

生徒ノ学業成績ハ学期学年及卒業ノ三種ノ試験ヲ行ヒ之ヲ調査ス

第十九条

進級原級卒業ハ成績考査ニ関スル教授会ヲ経テ学校長之ヲ決定ス

第二十条

本科、研究科、師範科、専修科、所定ノ学科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス
但シ成績ニヨリ修業証書ヲ授与スルコトアルベシ

第二十一条

疾病其ノ他ノ事故ニヨリ定期試験ニ応ズルコト能ハザルモノハ次学年ノ初ニ於テ未済試験ヲ受クルコトヲ得 但シ定期試験終了後五日以内ニ届出ヲナサザルモノハ未済試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第二十二条

未済試験ノ手数料ハ金十円トス 但シ科目半数以下ナルトキハ金五円トス

第七章 學費

第二十三条 入学ノ許可ヲ受ケタルモノハ入学金トシテ五円ヲ納付スベシ

第二十四条 授業料一ヶ年金百二十円トス 但シ各学期ニ分納スルコトヲ得

第二十五条 分納授業料ハ各学期ノ初ニ納付スベシ

第二十六条 在学中ハ欠席ノ為ニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十七条 授業料其ノ他ノ納付金ヲ总納シタルトキハ保証人ヲシテ之ガ弁償ノ責ニ任ゼシム

第二十八条 納付シタル檢定料入学金及授業料等ハ返付セズ

第八章 賞罰

第二十九条 品行善良學術優良ノ者ニハ特殊ノ待遇ヲナスコトアルベシ

第三十条 規則及命令ニ違背シタル者又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタル行為アリタルモノニハ左ノ懲罰ヲ加フルコトアルベシ

一、譴責 二、謹慎 三、停学 四、退学 五、除名

第三十一条 左ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ退校セシム

一、身体病弱若ハ学業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ

二、性行又ハ思想不良ニシテ屢々訓誨ヲ加フルモ改心ノ見込ナキモノ

三、出席常ナラザルモノ

四、正当ノ事由ナク又無届ニテ引続キ十五日以上欠席シタルモノ

五、屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタルモノ

第九章 入寮及退寮

第三十二条 本科及師範科生徒ハ在学期間中自治的訓練実施上寄宿寮ニ入ルヲ要ス

研究科、専修科生徒ハ通学スルコトヲ得ト雖モ可成入寮スルモノトス

第三十三條 退學又ハ除名処分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス

付 則

第三十四條 本學校規則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十五條 本學校規則ハ昭和十六年四月ノ入學者ヨリ之ヲ適用ス 但シ体操學校高等師範科及高等科ヨリ本

校ニ編入學シタルモノニ就テハ其ノ卒業マデ従前ノ學科目課程表ニ拠ル

(書式略す・・・・著者)

第五項 日本体育専門學校設立認可祝賀會

昭和十六年三月十六日、日本体育専門學校設立認可の祝賀會が深沢キャンパスにて開催された。この祝賀會は本館落成式と体育館起工式を兼ねて実施されている。祝賀會の様子は日体同窓會の機関誌の役割も兼ねていた『国民体育』(昭和十六年四月号)に報道され、學校關係者だけでなく全國の同窓生ともども専門學校昇格の喜びがわかちあわれたのである。本誌は「日本体育専門學校認可の祝賀會 本館落成式体育館起工式を兼ね三月十六日盛大裡に挙行」の見出しを掲げ、式典の模様を詳しく報じた。その一部を次に抜粋して置くことにしよう。悲願成就の喜びがひし／＼と伝わってくる。

同校(日本体育専門學校・・・・引用者注)は新學年度からその名も「日本体育専門學校」と改め本科を三年制として、文部省令による専門學校として新時代の与望を負ひ、再出發を祝するのであった。天又祝意を表するものの如く晴れやかな春光燦々として會衆の面には一段の喜色が輝いた。來賓には軍事保護院總裁本庄大將、

厚生省粟本体育官、世田谷区長、前日本体育会長川口彦治氏、前校長稻垣中将はじめ五十余名、同窓では石橋上野高等女学校校長、林、猪野毛両代議士をはじめ百五十名、同校校長二荒伯、教頭渡辺秩父宮御用掛以下職員生徒六百余名、定刻着席桜井彦四郎氏司会の下に一同恭しく宮城を遙拝して地鎮祭に移り、修祓、大麻に次いで神官の祝詞奉上的の後、二荒会長、米本総務理事、桜井体育館建築委員代表、本庄大將外來賓代表、新谷組代表、難波組代表、同窓会代表、可児、加藤両職員代表、飯塚同窓会代表、安楽高橋両生徒代表の玉串奉奠があった。終つて米本理事は大要別項の如く詳細なる経過報告に併せて将来の計画と希望とを述べ、次いで二荒会長は日本体育会の使命遂行の重要性を痛感すると共に、嘗て浴した皇室及び国家の恩寵光榮に對し、唯過去の昔語として語り継ぐを以て足れりとすべきでなく、皇国臣民として感激奮起せざるを得ない。専門学校昇格も正に其の使命の一であるが、一意体育報告の至誠を捧げ、国家的信念の下に、日蓮が叫んだ「日本国の柱とならん」の意気を以て精進する覚悟であると語り、進んで体育指導者は国体の行者を以て任ずる者を養成し、以て昭和士道の確立に邁進せんとする旨の力強い抱負を披瀝して閣下各位の御俠援を望むと結んで式辭に代へ、多大の感動と深甚の印象とを与へた。……

同窓を代表して石橋蔵五郎氏より左の感謝の辭があつた。

万象脈脈として躍動せんとする時、爰に吾等五千八百有余の同窓が十数年に亘つて熱望しつつ、而も成し得なかつた母校の昇格は、めでたく実現せられ、専門学校令による日本体育専門学校として認可せられた祝賀をかねて、本館落成式並に体育館新築起工式を挙行せれますに當り、同窓を代表して感謝の意を述べますことは、洵に無上の光榮であります。

抑も事の成るは成るの日に成るにあらず、必ず、由つて来る所あり、其の蔭には幾多専き努力の存在することを知らねばなりません。日本体育会は会長二荒伯爵、並に米本総務理事の就任せられましてから、正に一年有半、其の間特に施設に經營に躍進的發展を遂げ治績大に挙げましたのは、全く其の企画実施の宜しきを得たに由ると共に、日夕孜孜として国家的信念の下に体育報国の為に渾身の努力を続けられた結晶

に外ならぬのであります。

殊に物資甚しき欠乏を来せる現時の統制下に於て、よく輪奐たる本館の建築を竣成せしめ、更に八万円を要する模範的体育館の起工に着手せられましたのは、啻に体育が国防国家建設の上に重大な役割を有するが為ばかりでなく、全く経営者其の人を得て、社会的信頼の厚きによるものといはねばなりません。まして体育館は、吾等同窓の力足らずして荏苒し、而も日本体育会当局の熱誠によつて大成の緒に就いたのは真に感激感銘に堪へません。乃ち吾等同窓は会長閣下の命令一下相結束して国家体育の為に邁進せんことを誓ひ、茲に謹んで感謝の意を表します。

第二節 戦時下の教育

戦前の日本体育専門学校は体操や教練の教育が国防国家建設の上に重大な役割を演ずるとの立場を堅持してきた。学則、すなわち日本体育専門学校規則の第一条に「体育ニ関スル高等ノ学理並ニ實際ヲ教授シテニ皇国精神ノ涵養ニ努メ兼テ国民体育ノ指導ニ当タラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と謳われてるように、皇国精神に基づいて国家建設をするために体育指導者を養成することが意図されていたのである。加えて、この時期の体育専門学校の教育方針は「体育を通して皇国精神を涵養する」*「行」*の教育を本旨に、修身を学科の中心とするすべての教科で、また校内に完成した寄宿寮での生活訓練、あるいは行事を通して、この*「行」*の教育を「学寮一体」で推進することを根本方針とした」という（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。その教育方針が最も貫か

昭和10年頃の入営壮行会、このような閑かさは戦局の急迫とともに姿を消した



れたと思われるのは報国団の結成とその活動であった。この外にも運動会を錬成大会へと勇ましく改称して活動したこと、航空・海洋体育科を新設したこと、なども戦時下の教育を彩る出来事であった。以下、これらの諸点を眺め返してみよう。

第一項 日本体育専門学校報国団の結成 「研究会」から「報国団」へ

戦時下は、それを広く捉えた場合、昭和六年九月十九日の満州事変の勃発から十二年七月七日の日華事変、十六年十二月八日の太平洋戦争の突入を経て、二十年八月十四日のポツダム宣言受諾にいたる期間とみなされる。体育やスポーツにおける戦時下の問題もこの範囲内で論議される。しかし、一般的には十二年七月から二十年八月までの期間において、戦時下の体育・スポーツを扱い、十六年十二月の太平洋戦争突入を境にして二期に分けて論じているようである。これにしたがえば、日本体育会体操学校の深沢移転から体育・スポーツの戦時下が始まり（前期）、日本体育専門学校への昇格を境に戦時下の後期に入るといえよう。そこで前期の体操学校における課外教育活動として体操学校研究会の活動を、後期の専門学校における課外教育活動として専門学校報国団を取り上げることにした。

(一) 東京オリンピックと体操学校研究会の活動

昭和十五年に第十二回オリンピック競技大会が東京で開催されることに決定してから、体操学校研究会運動部は息吹き、大きく飛躍することが期待された。しかし、現実にはそのオリンピックは返上され、体操学校スポーツの発展も先送りされることとなっている。そこでここではまず、戦前の流産した東京オリンピックの問題を取り上げ、次いで体操学校研究会運動部について論ずることにしたい。

大正期に培われた日本のスポーツは昭和に入ってから成熟期を迎える。その好例は前述のオリンピックの招致である。昭和六年十月、東京市がオリンピックの東京開催に関する建議案を可決したことを機に、日本のオリンピック参加に対する国の肩入れは一段と強化され、翌七年の第十回オリンピック競技大会（ロスアンゼルス）には十万円もの補助金が交付された。これによって日本は参加国中アメリカ、カナダについて第三位の、一一八名もの大選手団の派遣が可能となっている。昭和十年一月から二月にかけて衆議院・貴族院の両院は第十二回オリンピック競技大会の東京市開催の件に関する建議案を審議・可決、これを受けて同年十二月に第十二回オリンピック大会招致委員会が結成された。そして翌十一年七月二十一日（第十一回オリンピック競技大会ヘルシンクの開会式の前日）、三回同盟の相手国首脳のムツソリーニとヒットラーの助けを借りて、招致決定に漕ぎ付けている。このような、国のオリンピック競技大会開催の熱意はオリンピックを「国威発揚の場」とみなしたところにあった。その理由は「昭和六年の満州事変にはじまる日本の生命線満州国問題をかかえた困難な国際情勢の中で、外交政策上少しでも日本の国際的威信をたかめ、国際関係を有利にせねばならなかった」（木下秀明『スポーツの近代日本史』）からであると
いわれている。

しかし、このようなスポーツ政策は、戦局の推移とともに、変化していった。昭和十二年、日華事変の勃発を機にスポーツ政策の転換がはかられる。同年八月、『国民精神総動員実施要綱』が閣議で決定し、英米思想の排撃と共に、スポーツに漂う自由主義的要素が酷しく批判され、武道は教育国策の第一線に現われた」（岸野雄三他『近代学校体育史』）のである。また、青年団を中心に『国防競技』なるものが登場してきたのも、国のスポーツ政策転換の現われであった。この競技は武装や徒手の行軍競走、団体障害物競走、土囊運搬競走、担架競走、手榴弾投擲、綱引の七種目からなり、採点方式を採り入れて、優劣を競わせるものであったためである。してみれば、国防競技は「戦技訓練を主眼とした新しい競技形式」をとり、「特定スポーツの優秀性ではなく総合的な体力の獲得」をねらったものといえよう（岸野他、前掲書）。かくて、国のスポーツは昭和十三年四月の『国家総動員法』が交付されたころから『国防』の一点に絞られていくことになるが、これにともなう国際主義的スポーツは悲運をかこうこととなった。

昭和十一年十二月に結成された東京オリンピック組織委員会はその事務を文部省内におき、翌十五年五月に競技場および水泳場を、十二月には競技日程を決定するなど、精力的にその仕事をつづけていた。しかし、はやくも十二年の八月には陸軍側は日華事変を理由に馬術選手養成の中止を発表し、翌九月に近衛首相が衆院予算委員会で「オリンピック東京大会を開催するや否やは協議の上態度を決定する」と答弁するに及んでいる。加えて、十三年一月、オリンピック大会の事務は軍部の強い養成によって厚生省に移管され、三月の議会で行った河野一郎議員のオリンピック東京大会中止説に対する陸相の答弁はその中止をクローズアップさせる結果を招いている。かくて、七月十五日の閣議に出された木戸幸一厚相の中止提案でもって、第十二回オリンピック競技大会の東京開催中止が

決定され、翌十六日に東京オリンピック組織委員会が本大会の返上決定の止むなきにいたった。以上が東京オリンピックの誘致から返上にいたる経緯であるが、この目まぐるしく変わる国のスポーツ政策は体操学校の学生に対しても少なからぬ影響を及ぼしたといえよう。体操学校にハンドボール部が結成されたのは、この競技が東京オリンピックの競技種目に採用されることに内定してからであった。ドイツと軍事同盟を結んでいたこともあって、ドイツで誕生したハンドボール競技を東京大会でも競技種目に採用しようということになった。それがために幾つかのチームを結成させ、競技力の向上を目指すこととなった。日本体育協会は日本体育会体操学校にチームを結成するよう要請し、これがスポーツを積極的に奨励しようとしなかった学校当局をしてハンドボール部の結成へとはしらせたのである。当時の球技担当教諭の重田光雄は蹴球部員すなわちサッカー部員とラグビー部員に事情を説明し、ハンドボール・チーム結成を依頼している。だから、東京でオリンピックが開催され、ば、その部員の中の幾人かは晴れの舞台を踏むことができたはずであった。しかし、オリンピックは多くのスポーツマンの期待を尻目に、中止されるのである。折角、体操学校内で盛り上がってきたスポーツ熱も一気にさめていくことになった。とまれ、次に掲げる昭和十四年度の体操学校研究会各部とその委員の表からこの時期の部活動について推すことができよう。

(二) 日本体育専門学校報国団の結成と運動部の活動

昭和十六年四月に開校した日本体育専門学校は同年六月二十六日に「日本体育専門学校報国団」を結成し、翌七月二十八日にその団則の認可を文部大臣より受けるにいたる。これは従来の体育研究会の発展的解消にとどまるものではなかった。十六年八月、文部省は『学校報国団ノ体制確立方』を訓令し、従来の学友会、校友会の徹底的改革に乗り出していく。戦時下における学生管理の在り方を国自らが提示したのである。この国の措置に先んずるこ

体操学校研究会各部とその委員（昭和十四年度男子部）

〈教員委員中（ ）内、学生代表委員〉

會長	稲垣三郎 二荒芳徳	副會長	可児徳	總務	赤間雅彦 久保山藤太郎	學術	池上金治 児山一正 （石坂）	遊技	加藤孝吾 清水正一 （森住）
教員委員									
學生委員									
庶務	濱田靖一、大野太郎 宮本哲二、安梁忠	會計	武田一夫、井上登 萩野繁雄、守永寿夫、白井章 丸山保彦、垣川恭三、鶴見浅治、三宅香	講演	金谷守太郎、神津幸福、竹本正男、小林雅男、齋藤元、山本自平	生理	重畳拳	スキー	平野俊夫、坂井長雄、内山信吾、中川浩一、佐藤吉夫
									服部芳彦 町田歳雄、丁正秀、林二夫、藤和展、沢田武雄、森岡茂治 中野博行
教員委員	星野久造 池上金治 （根本）	蹴球	送球	排球	籠球	音戲	遊戯	遊戲	森安男、中川一雄 大月靖雄、平良健、大川俊雄
勤勞科	加藤孝吾 （名讓）	柔道	蹴球	排球	籠球	音戲	遊戯	遊戲	山田博、富田公三郎、松林直樹、北川親義 澄川吉助、泉満利、田辺廉、戸谷芳
美術	角力	柔道	蹴球	排球	籠球	音戲	遊戯	遊戲	緒方淳一、庄司泰久、山鼻逸鈴木一郎、蔵本茂孝 宮崎久弥、山田正雄、松尾源三、赤沢敏雄、樺沢赴一 富依克人、武田章、南野金作 （武器係ヲ兼ヌ）半田時義、荒木正利、坂本弘恭、須江敏勝 上山満福、助川利夫
作業部	角力	柔道	蹴球	排球	籠球	音戲	遊戯	遊戲	名護勇雄、倉下右門、大内弋生、宮里隆国、林床進、金田一三、諸岡宏、老田春雄

（『日本体育会体操学校情報』第二号、昭和十五年四月刊より）

と二か月、日本体育専門学校は国の方針を積極的に受入れていたといえよう。それでは体操学校「研究会」に代わる体育専門学校「報国団」はどのように運営・管理されたのであろうか。そこで、先ず当該「報国団」の活動の枠組みを定めた団則を引いて置くことにしよう。

日本体育専門学校報国団々則

昭和十六年七月二十八日
文部大臣認可

第一章 名称

第一条 本団ハ日本体育専門学校報国団ト称ス

第二章 目的

第二条 本団ハ皇国ノ道ニ則リ本校ノ教育方針ニ従ヒ全団員同心協力心身ノ修練校風ノ発揚ニ努メテ

彌々報国ノ誠ヲ致センコトヲ期ス

第三章 組織

第三条 本団ハ本校ノ職員及生徒ヲ以テ組織ス 団員ヲ分チテ職員団員及生徒団員トス

第四条 本団ニ左ノ六部ヲ置ク

一、総務部 二、文化部、 三、国防部 四、武道部 五、鍛練部 六、厚生部

第五条 総務部ハ本団ノ企画、指導、経営ニ当リ且他ノ部ニ属セザル事務ヲ掌ル

文化部ニ学芸、修養（講演ヲ含ム）、音楽、写真（映画ヲ含ム）ノ四班ヲ置ク

国防部ニ射撃、銃剣道、航空、国防競技ノ四班ヲ置ク

武道部ニ剣道、柔道、弓道ノ三班ヲ置ク

鍛練部ニ野外生活（野営、游泳、登山、スキー、旅行ヲ含ム）、体操（徒手、器械、遊戲）、陸上競技、球技（籠球、抱球、蹴球、排球、送球）、体力（角力、重量拳）ノ五班ヲ置ク
厚生部ニ作業、共濟ノ二班ヲ置ク

第四章 役員

第六條 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名 副團長 二名 部長 各部一名 参与 各部若干名 幹事 總務部

及各班若干名 評議員 總務部若干名（各學級ヨリ）

第七條 團長ハ校長之ニ当ル

副團長以下ノ役員ハ團長之ヲ任免ス 副團長、部長、参与、班長ハ職員團員ヲ以テ幹事評議員ハ生徒團員ヲ以テ之ニ充ツ

但シ副團長一名ハ特ニ日本体育會理事ノ職ニ在ル者之ニ当ル

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

團長ハ本団ヲ總理ス

副團長ハ團長ヲ補佐ス 團長事故アルトキハ團長ノ指定シタル副團長其ノ職務ヲ代理ス

部長ハ團長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ヲ統括シ職務ヲ掌理ス

参与ハ各部ニ所屬シ部長ヲ補佐シ職務ニ参画ス

班長ハ部長ヲ補佐シ班務ヲ分掌ス

幹事ハ總務部長又ハ班長ノ指揮ヲ承ケ其ノ部又ハ班ニ屬スル事務ヲ処理ス

評議員ハ總務部所管事務ノ審議ニ当ル

第九條 役員ノ任期ハ一ケ年トス 但シ重任ヲ妨ケス 補欠役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス 増員ノ場

合ハ他ノ役員ノ残任期間トス

第五章 会 議

第十 条 會議ヲ分チテ役員會評議員會トス

第十一 条 役員會ハ職員團員ヨリ選任ノ役員ヲ以テ組織シ團長ノ諮問ニ応シ規則ノ改廢經營ノ方針其ノ他重要ナル團務ヲ審議ス役員會ハ團長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第十二 条 評議員會ハ各部行事ノ統制其ノ他必要ナル事務ヲ審議ス評議員會ハ總務部長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第十三 条 本團ノ經費ハ團費寄付金其ノ他ノ收入ヲ以テ支弁ス

第十四 条 團員ノ團費ハ左ノ如シ

一、生徒團員ハ入團ノ際入團金トシテ金五円ヲ納入スルモノトス

二、生徒團員ハ團費トシテ毎学期金八円ヲ納入スルモノトス

三、職員團員ハ團費トシテ別ニ定ムル金額ヲ負担スルモノトス

第十五 条 團費ノ徵收及保管ハ日本体育會金庫ニ委嘱ス

第十六 条 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ヨリ始マリ翌三月三十一日ニ終ル

第十七 条 本團ノ予算出納及決算並ニ其ノ監督ノ手續ニ関スル事項ハ別ニ之ヲ定ム

付則 本團則ハ日本体育專門學校女子部報國團ニ之ヲ準用ス

「皇國ノ道」に則り、「全團員同心協力心身ノ修練校風ノ發揚」に努め、「報國ノ誠」を尽くすことを目的として結成された日本体育專門學校報國團は、總務部、文化部、國防部、武道部、鍛練部、厚生部の六部からなり、さらにその「部」が各「班」に細別された。また、報國團の役員は團長、副團長、部長、參與、班長および評議員から

日本体育専門学校報国団の「部」、「班」および役員

部	部長	参 与	班	班 長
総務部	渡 辺 八 郎	飯 塚 晶 山 久保山藤太郎 中 島 海 加 藤 孝 吾		
文化部	飯 塚 晶 山	桜井彦四郎 星野久造	学 芸 班 修 養 班 音 楽 班 写 真 班	石 津 誠 池 上 金 治 星 野 久 造 星 野 久 造
国防部	久保山藤太郎	加 藤 孝 吾	射 擊 班 銃 剣 道 班 航 空 班 国 防 競 技 班	染 野 経 雄 染 野 経 雄 久 保 山 藤 太 郎 久 保 山 藤 太 郎
武道部	渡 辺 八 郎		剣 道 班 柔 道 班 弓 道 班	塩 田 董 清 水 正 一 桜 井 彦 四 郎
鍛練部	中 島 海	池 上 金 治	野 外 生 活 班 〔スキー、遊 泳、登山、〕 野 営、旅 行 体 操 班 〔徒手、器械〕 遊 戯 陸 上 競 技 班 球 技 班 〔籠球、抱球〕 〔蹴球、排球〕 体 力 班 〔体力、重量〕 拳	池 上 金 治 有 本 彦 六 浜 田 靖 一 星 野 久 造 清 水 正 一
厚生部	加 藤 孝 吾		作 業 班 共 済 班	染 野 経 雄 加 藤 孝 吾

〔『国民体育』第28巻7号、7～8頁、

及『日本体育専門学校一覽』昭和16年11月、6～7ページより作成)

なるように編成され、校長（二荒芳徳）が団長、教頭（渡辺八郎）と日本体育会総務理事（米本卯吉）が副団長を務め、部長、参与・班長には前頁に掲げる表中の教員があたっている。評議員は各学級より選ばれた学生であったが、その氏名は不明である。恐らく、各部の主将、副将、セクレタリー（マネージャー、主務）が選ばれていたものと思われる。

さて、この報国団と各「部」、各「班」をみると、運動部は国防部、武道部、鍛練部の三部に班として組み込まれていることがわかる。したがって、運動部各班は十二を数えるといえよう。また野外生活班の五班、体操班の三班、球技班の四班および体力班の二班を加えると、二十二班となり、戦前の「日体」運動部中、最も多いことになる。運動部の数からみれば、発展したと解さねばなるまい。しかし、十八年より「日体錬成大会」と改称された運動会（体育大会）プログラムが証言しているように（後述）、戦争と繋がるような運動部各班の活動はますます活況を呈するようになったと予想されるが、この反面、その他のスポーツ班の活動は沈静化に向わざるを得なかったのではないかと思われる。要するに、運動部本来の活動を行うことができたのか、という視点に立ったとき、「発展」どころではなく、それを否定的に受けとめねばならないわけである。

とまれ、この時期の運動部の実態に関しては未だ詳らかではなく、ここでその詳細をのべることはできない。学徒動員が発せられてからは、何れの班（運動部）もその活動を停止しなければならなかったという事情も絡んだために、当時の運動部の活動を今に伝えてくれるデータは殆どないといわねばならない。

第二項 日体錬成大会の開催

体操学校「研究会」が体育専門学校「報国団」に組織替えされてからは、学園は「戦時」一色に塗り潰されていく。報国団と並んで、「日本体育専門学校報国隊」および「日本体育専門学校防護隊」が組織され、規約に基づいて活動を開始する。本土空襲を想定した組織であった。この報国隊と防護隊の活動を除けば、従前までの学生の活動が継承されている。しかし、その活動といえども、「戦時」から免れることはできなかったといえよう。大井の体操学校時代から継承され「恒例」となった一〇マイルマラソンは新入生歓迎および卒業生送別の行事として行われ、全校生徒が参加したが、このマラソンには個人だけでなく、団体に対しても表彰されたからである。

いっぽう、ここで取り上げようとする運動会も昭和十八年から「日体錬成大会」と名を改めて継承・実施された。この名称変更から推すことができるように、運動会の内容は「戦時」的に改変されているのである。昭和十八年十二月発行の『国民体育』は五十一回目を数えるとされる日本体育専門学校の運動会、すなわち日体錬成大会の模様を詳しく報じているので、次に引いて置くことにしよう。

第五十一回日体錬成大会

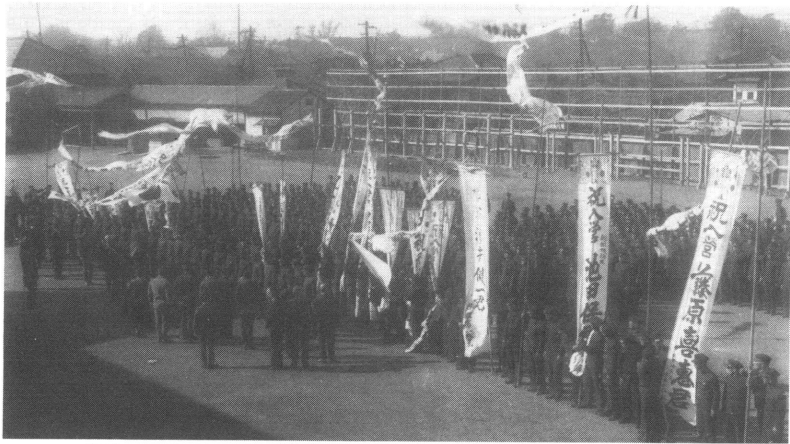
十一月三日の明治節を卜し、日本体育専門学校に於いては第五十一回体育錬成大会を同校運動場に開催した。男子部及び女子部学徒が戦闘配置下に於ける烈々火の如き平素演練の成果を公開すると共に、之によって戦時体育大会の運営を如何にすべきかの研究目標を以て、教授指導の下に生徒自ら攻究し周到なる準備をなし、万全の計画裡に挙行されたことは意義極めて大なるものがあつた。当日は晴れ渡つた空に絶好の運動日和を見せ、午前八時先づ劉曉たる喇叭を合図に全員集合、明治節祝賀式が行はれた。国民儀礼の後、二荒會長恭しく勅語を捧読し、終つて式辞を述べられ、「戦力増強、敵国撃滅の要訣は国民士氣の振作にある。国民士氣の振作はそ

の体力の自身と必勝の信念とを昂揚するに若くはない。今や大戦は二年に垂んとしていよいよ熾烈、挙国ますます発奮の要あるとき、明治の聖節を迎へて、不出世の英主の盛徳鴻業を仰ぎ、明治興隆の丕績を想ひますらすことは誠に意義が深い」とて此の佳節を奉祝する本義を説かれた。終つて「海ゆかば」を斉唱した。次いで大会開会式に移り、会長壇に上られ、開会の挨拶があつた。即ち

印度仮政府首席ラヤンドラボース氏と面接の際、同氏が「青年は須く高き理想を以つて追求し、あらゆる困難を突破し之を浄化せざるべからず」と述べられた言を引用して、決戦下学徒の決意と感激とを新にすべきを強調せられた。続いて「体力奉公の歌」（二荒伯爵作詩）を高らかに合唱、演練を開始した。其の種目左の如し。

- | | | | |
|----|--------|----|---------|
| 14 | 騎馬戦 | 競運 | 本一ノ二三四 |
| 13 | 二千米競走 | 競技 | 選抜 |
| 12 | 綱引 | 格力 | 選抜來賓隣組 |
| 11 | 体力奉公の歌 | 音運 | 男 女 |
| 10 | 繼走 | 競技 | 隣組対部 |
| 9 | 体力章競技 | 競技 | 選抜男女 |
| 8 | 学徒鍛練体操 | 徒手 | 女 全 |
| 7 | 百米競走 | 競技 | 男 全 |
| 6 | 戦場運動 | 戦技 | 選抜 |
| 5 | 軍艦行進曲 | 音運 | 女 全 |
| 4 | 武道 | 武道 | 本二ノ二三師二 |
| 3 | くろがねの力 | 音運 | 女 一 |
| 2 | 棒倒し | 休運 | 本科ノ二三 |
| 1 | 朝会体操 | 徒手 | 全 員 |

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18			17	16	15	
整理運動	分列	戦時借物競争	器械実演	防空競争	機械つどひ	青年体操巡回組立運動	連子競争	日体鍛練体操	空襲何ぞ	倒立前進競争	繼走	送球	滑空訓練	大日本産業体操	3 女子部合唱	2 鈴	番外1 厚生体操	日の丸体操	棒奪ひ	学徒鍛練体操
																割				
徒手	競運	競運	器械	競運			競運	徒手	競運	倒転	競技	球技	航空	徒手	音楽	競運	徒手	音運	競運	徒手
全員	全員	米賓	器械部	隣組	女全	全員女子	隣組	選抜	女全	選抜	選抜男女	男子送球部	航空	全員	女	隣組少年	一	女全	師二本	男全



昭和12年頃の日本体育会体操学校運動場に於ける入営壮行会

演技終了を前にして、米本総務理事より、特に当日参加したる町内会員に対して挨拶をなし、午後三時三十分大会を盛況裡に終った。会長より閉会の挨拶があり、校歌斉唱国旗降納の後解散した。

日本体育会体操学校以来の伝統ある「運動会」であつたが、その「運動」会は「競技」会や「体育」大会の表記を飛び越えて「錬成」大会となるに及んで、その内容は大変勇ましいものとなつた。しかし、その勇ましさも本土空襲に対する防戦の気構えでしかなかつた。銃後を担当する女性に「空襲何んぞ」と命名した種目や有名な「防空競争」が課されているからである。もはや運動会を開催して銃後の気構えを確認しあうどころではなくなり、日々これ戦争の学園生活がそこまできていたといえよう。

第三項 学徒出陣と学園の空洞化

昭和十八年に入つて戦局はいよいよ悪化の道を辿り、学生であるがゆえに許されてきた徴兵の猶予も限界に達し始める。この年の十月に

は学徒の徴兵猶予が停止され、現役の学生たちが学園から戦場へと赴くことになった。いわゆる「学徒出陣」である。しかし、これよりさき、日本体育専門学校の場合は在学中から陸海軍への入隊志願が続出し、彼らのために事実上の繰り上げ卒業式が行われるようになっていた。その最初が昭和十六年十二月二十六日のことであるから、専門学校への昇格後始めての卒業式が繰り上げ卒業式であったといわねばならない。これに関連して、『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』は「繰り上げ卒業」の項を設けて、論じているので次に引いておきたい。

昭和十二年七月の日中戦争勃発以来、昭和十六年十二月の太平洋戦争勃発までの四年間に、本校卒業生約一、〇〇〇名は大陸に戦い、その一割近くが戦死を遂げていた。そして、昭和十六年十月の靖国神社大祭には本校卒業生四六名が合祀されることとなり、東京日日新聞は、これを報ずるにあたって本校を「名誉の学校」と呼んでいる。

さらに、太平洋戦争勃発とともに戦場へむかう卒業生は増加の一途をたどり、これと並行して在学中に陸海軍を志願する者も多く、彼らのために事実上の繰り上げ卒業が行なわれるようになった。緊迫した戦局は、直接本校教育に影響を与えたのである。

すなわち、昭和十六年十二月二十六日には、現役入隊を控えた学生のために、専門学校昇格後はじめての卒業式が繰り上げ卒業の形で行なわれ、本科三年生四七名が、翌昭和十七年三月の卒業生とともに、日本体育専門学校第一回卒業生となった。彼らは、そのそとんどがその足で入隊し、やがて戦場へ赴くこととなる。つづいて昭和十七年九月二十一日にも同様の卒業式が行なわれた。

さらに、昭和十八年秋になると、戦局の重大化とともに、十月には学徒の徴集猶予が停止され、いわゆる学徒出陣となった。本校の場合もその例にもれなかつた。すなわち、九月十三日には校旗を先頭に二荒校長以下

が、海軍航空隊への入隊者を出陣学徒第一陣として上野駅頭に送り、同月二十一日には本科生五四名が本格的
繰り上げ卒業生となった。

このように日本体育専門学校の歴史は太平洋戦争とともにあゆみ、授業も学生のキャンパス・ライフも戦局に大きく左右されてきた。とりわけ、戦局の悪化に伴い本土空襲が予想されるようになると、前項で取り上げた報国隊や特設防護団が組織され、その演習がキャンパス・ライフの中心に置かれるようになった。しかし、それでも学生がキャンパス内を徘徊しているうちは学園は生きていたが、徴兵猶子が停止となつてからは居るべき学生がキャンパスからその姿を消していくのである。学校側にとってこの異常事態は憂慮すべき事柄であるけれども、出陣する学生に「繰り上げ卒業」の特例を講じて、戦場へと送り出さねばならなかった。敗戦色の濃い前線に学生を派兵することは、「命の保証」が殆どないことを意味しており、国のために立派に死を選ぶことを意味していた。だから、昭和十八年十月十二日、国は学生の徴兵猶子を停止するにあたって「仮卒業式」の恩典を出陣学徒に与えるよう各学校当局に指示したのである。学徒出陣という国の意図するところを先取りしてきた日本体育専門学校はその繰り上げ卒業式（＝仮卒業式）を晴れて正式に挙行することができるようになった。昭和十八年十一月十六日に出陣学徒に対する饗として挙行された「仮卒業式」がそれである。当日の様子は昭和十八年十二月に発行の『国民体育』に詳しく報じられているので、次に引いておくことにしたい。

出陣学徒仮卒業式

式後日体同窓会の歡送会

大東亜戦争の様相日と共に苛烈を加へ、戦局愈々緊迫し来れる時、日体学徒の志気益々昂揚し、未曾有の国難に処して「一死辞せず、一生献ぜむ」とする尽忠の至誠は、澎湃として漲つてゐる。曩に十二月二日交命の勅令を以て学徒の在学徴集延期の制度が撤廃され、同月二十五日より全国一斉に臨時徴兵検査が執行され、挙つて大君の御楯として御召の光榮に浴することとなつた。而して此の召され征く学徒に対し更に国家は仮卒業及び仮修了の恩典を以て饒とした。乃ち日本体育専門学校では十一月十六日午前十時から其の授与式が、二荒校長以下全教職員参集、体育館で盛大に挙行された。全員起立のうちに宮城遙拝、君が代奉唱の後、校長恭しく宣戦の詔勅を捧読された。飯塚教務課長は学事に關し大要左の報告をなす。

今回仮卒業証書を授与せらるる者、来年三月師範科を卒業すべきもの三七名、来年九月本科を卒業すべきもの三六名、計七三名で何れも昨年四月入学し、爾來所定の学科課程と生活訓練に精進して今日に至つたものである。而して師範科は今年度本校第五十二回、本科は来年度第五十三回の卒業者として夫々卒業証書を授与せらるることになつてをります。更に第一学年仮修了証書を授与せらるるもの五三名は、来年九月第二学年に進級することになつてをります。以上合計一二六名は、来る十二月一日以後入営又は入団いたすのであります。申す迄もなく仮卒業及び仮修了の特例は本校は固より、我国学制頒布以來最初の重大事例であつて、一億戦闘配置下、皇國興廢の岐れる秋に際し、心を安んじて学窓よりまっしぐらに出陣せしめるに至つた壮行の饒である。従つて本日の授与式はまた壮行式に外ならぬのであります。

以上の百二十六名は、本校入学以來、校長閣下の陣頭指揮の下に、忠愛の實踐に努め、一挙惟れ忠、一動惟れ義、只管学業の修得と心身の鍛練とに努力し、去る十月八日には、畏くも

高松宮同妃両殿下の台臨を仰ぎ、親しく平素修練の實際を台覧に供したことは、特に今回仮卒業及び仮修了者に取つては出陣記念として永久に忘れ得ぬ無上の光榮でありました。而して今日の御召に備へ得たことは、洵に皇國に生を享けた学徒としての榮譽であつて、既に將來皇軍の幹部となり精銳となつて活動するに十分なる教

養と訓練とを経てゐる。なほ教練合格証をも夫々交付することになつて居ります。

肅然として緊張の氣漂ふ中に、二荒校長は仮卒業証書並仮修了証書を夫々授与したる後「諸子が愈々剣を揮つて第一線に立ち、敵撃滅に邁進する秋は来た。皇運扶翼の大任を担ふ諸子の健闘を祈る」とて戦局緊迫の實情を述べて声涙共に下る烈々の訓示をされた。続いて米本総務理事の祝辞があつて在學生総代（橋田信雄）の壮行の辭に次いで出陣学徒代表三沢政近君左の誓詞を朗読した。

大東亞の秋深くして坐ろに苛烈なる戦局を偲ぼしむる秋近く入隊の榮を荷ひ、戦線に赴くべき生等の為本日茲に特に嚴肅なる仮卒業証書授与式を挙行せられ、校長閣下よりは懇篤なる御訓辭を辱うし、在學生代表より熱誠籠れる壮行の辭を寄せられたるは誠に無上の榮譽にして、衷心感激措く能はざる所なり。

顧みれば大東亞戦争宣せられて二年に満たざるに、御稜威の下皇軍將士の勇戦力闘はよく米英の勢力を撃攘し、共榮圏の建設は牢乎たる確立を見るに至れり。然れども暴戾なる米英は豊富なる物資と生産力とを以て我に對し必死の反抗を試み凄愴なる決戦日を追うて熾烈を極む。洵に皇國興廢の岐るる重大なる事態に直面せり、此の時に方り、学出陣の勅令公布せられ、大命を奉じて勇躍軍務に従ふの日正に日暁の間に迫れり。而して國家は生等をして安堵して戦陣に赴かしむべく、餞するに仮卒業及仮修了の特典を以てせらる。洵に生等の光榮之に過ぐるものなく、唯挺身奮闘以て頑敵を撃滅するあるのみ。生等入学以来一挙惟れ忠、一動惟れ義、校長閣下の陣頭指揮の下に日体独特の精進鍛練を重ねたる生等は断じて必勝の信念に徹し、宣戰の大詔を奉戴して聖業の完遂に邁進せんとす。生等固より生還を期するものにあらず、飽く迄日体学徒の本領を發揮し見敵必殺皇恩の万一に報い奉らんことを誓ふ

終に臨み校長閣下をはじめ、諸先生の御自愛御健康と日体の弥榮とを國家の爲折念して止まざる也。
無辭を述べて誓詞となす。

終つて「海行かば」「体力奉公の歌」「校歌」を前線にも届けと一同高らかに斉唱して記念すべき式を終つた。式後直に第三教室に於て日体同窓会主催の歡送会が開かれ、校長以下教職員列席桜井常任幹事開會を宣し、二

荒会長の挨拶、米本総務、飯塚、加藤外各職員の激励の辞があつて、勤勞により収納した甘藷を喫しつつ懇談した。豊島利勝君の謝辞があり、最後に飯塚幹事長の発声にて聖寿の万歳を奉唱して解散した。

太平洋戦争に突入してからは、学園全体が戦争従業に駆り立てられ、『戦死』が美化され、『死への勇氣』が鼓舞されるようになつてゐる。昭和十七年十二月五日、深沢の校庭に戦没同窓の英霊をなぐさめるために、神籬台と忠魂碑建設のための地鎮祭が執り行われているのである。右に象徴されるような繰り上げ卒業式はその後も実施され、最後の卒業式は終戦後の昭和二十年九月であつたという（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）。なお、繰り上げ卒業によつて在学年限が短縮されるわけであるから、授業料も減額された。

このように、学園から「繰り上げ卒業」によつて多くの学生が出征し、在学生のほうも勤勞動員されるようになるに及んで、学園は空洞化の止むなきにいたつた。昭和二十年五月の東京空襲は深沢のキャンパスを灰塵と化し、学園の空洞化はここに極まつたといえる。したがつて、学園の復興とその賑わいは復員兵（＝学生）が復帰することになる敗戦後をまたねばならなかつたといえよう。

第四項 航空・海洋体育部の新設

昭和十七年二月十三日、日本体育専門学校規則の改正が認可された。いうまでもなく、今回の改正は時局を反映したもので、「短期に一定科目だけを履修する「選科生」制度、時局を反映する『東亞友邦』からの外国人留學生を対象とした「外国人特別生」制度の新設、ならびに外国語について従来の「独逸語又ハ英語週二時間」を「独逸語

其ノ他週三時間」と改正したこと、設備費に充当するため入学金を増額したこと」（『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』）などが、改正の主な点であった。この戦時下における学則の改正は矢継ぎ早に行われている。十七年三月六日には在籍総数であった定員を各年度別定員に分割することの承認が取り付けられているし、昭和十八年度からは男子部本科課程の増設と定員増の認可をみるにいたっているのである。増設が予定された学科とは航空体育部ならびに海洋体育部のことで、これを日本体育専門学校の経営母体たる日本体育会は昭和十七年十一月二十八日付けで申請している。この申請に対して、文部省は翌十八年一月三十日、男子部本科第四部（航空体育兼修）と第五部（海洋体育兼修）との増設、ならびに学年定員一五〇名を二倍の三〇〇名に増員することを認可しているのである。

航空体育部と海洋体育部の双方とも「戦争」を映し出したものであった。単なる交通・運輸の発達を計るための人材の養成ではなく、「大東亜共栄圏確立ノ任務ヲ遂行スヘキ航空及海洋力源ノ強化向上」を期すために設置が意図されたのである。これを「航空体育部海洋体育部新設ノ理由書」にみてみよう。

航空體育部海洋體育部新設ノ理由書

大東亞戰爭下國家ノ要請ニ即應シテ體育指導者養成ノ急務ナル今日ヨリ重大ナルハナシ。殊ニ近代兵器ノ發達ハ戰爭ノ規模ヲ拡大シ、戰場ノ様相ヲ複雑ナラシムル爲、アラユル困苦缺乏ニ耐ヘ、只管戰勝ニ突進スル偉大ナル氣魄ト強靱ナル體力トヲ要スルコト愈々甚大ナリ。況ンヤ今后ノ國防ヲ始メ産業運輸通商等ハ全ク航空ト海運トノ二大事業ノ急速ナル發達ヲ俟ツテ始メテ完ウスルヲ得ルニ於テヲヤ。是ニ於テ日本體育専門學校本科ニ第四部及第五部ヲ置キ航空體育並ニ海洋體育ノ兼修ヲナサシメントスルハ一ニ國策遂行ノ大精神ヲ體シ挺

身以テ負荷ノ大任ヲ完ウセシメンコトヲ期スル所以ナリトス。即チ大東亞共榮圈確立ノ任務ヲ遂行スヘキ航空及海洋力源ノ強化向上ヲ期セントスル各中等以上ノ學校ニ於ケル航空及海洋訓練ノ指導ヲナスハ、正ニ焦眉ノ急ニ屬セリ。是レ實ニ將來航空及海洋要員ニ適切ナル體育ノ特殊の指導研究ノ必要性愈々緊切ナルヲ以テ之ニ對應スベキ體育指導者ヲ養成シ以テ大東亞建設ノ礎石タラシメントスル人材ノ鍊成ニ外ナラザルナリ。而シテ之ニ伴ヒ委託生ノ規程ヲ設ケ且毎年入學セシムベキ生徒定員ハ從來ノ修業年限二年ノ男子部師範科一五〇名ヲ爾今募集セザルコトトナシ、之ニ代フルニ本科人員一五〇名ヲ三〇〇名ニ増加シ、別項ノ通學則ノ一部變更ノ上、昭和十八年度ヨリ之ヲ実施セントス。冀クハ此ノ國家的重要性タルヲ諒察セラレ、特別ノ御詮議ニ依リ御認可アラントトヲ。

航空体育部や海洋体育部における授業は、「国策遂行ノ大精神ヲ体シ挺身以テ負荷ノ大任ヲ全ウセシメンコトヲ期スル」と設置理由書に謳っているだけに、正規の授業の枠を越えて、日曜・休日を返上して実施された。合宿授業を組み、軍施設を全面的に利用しようというものであったという。しかし、この課程も三か年にわたる教育の完了をみることなく、敗戦によってその役割を了えることとなった。

第五項 日本体育専門学校女子部本科の新設と報国団の活動

日本体育会体操学校の専門学校昇格によって、その学科課程の中心は本科（三年制）におかれることになったが、女子部に対しては本科は認可の対象にはならなかった。その理由は昭和十六年二月二十四日に、日本体育専門学校設置に関して財団法人日本体育会および日本体育会体操学校の実地視察した復命書の中に、「女子部ニ就テハ、現在

ノ女子部寄宿舎敷地ニ隣接ノ土地ヲ購入シ女子部ヲ拡張スルノ案アリト雖モ、校地拡張ノ計画アル以外ニハ校舎建築等巨細ニ亘ツテノ案樹立セラレズ、現在見ル校舎、校地ノ状態ニ於テハ専門学校女子部トシテコレヲ認ムルニハ甚ダ不十分ナリト言ハザルヲ得ズ。殊ニ本科(三ヶ年)師範科(二ヶ年)両立テヲ認ムルハ甚ダ無理ナルベク、当分ノ状態ヲ以テシテハ女子部ハ師範科ノミヲ許スヲ極限トスルニ非ズヤト思料セラル。」と示されていることから推し量ることができる。ところが、その理由書にみられる条件整備が殆ど出来ていないにもかかわらず、昭和十八年四月九日に当該の女子部本科が認可されるのである。これは重要な問題であるけれども、ここでは三年制の女子部本科の設置が認可された背景に戦争の陰を見出すことができる。これは重要とだけ、指摘するにとどめおきたい。

では、日本体育会は女子部本科新設に当たつて如何なる理由を申し述べたのであろうか。その理由書を次に引いて置くこととしよう。

理由書

体育指導者養成機関ノ充実ガ時局下極メテ喫緊ノ国家的要請ナルノ秋本会経営ニ係ル日本体育専門学校ハ創立以來五十年、男女六千有余名ノ卒業者ヲ出シ内地外地ニ於ケル体育指導者ノ八割強ヲ占メ聊カ邦家体育興隆ニ寄与シ来レリ。而シテ支那事變勃発以來男子卒業者ニシテ応召シタル者二千余名ニ達シ益々長期戦下ニ於ケル戦力増強健民対策ノ上ヨリ女子中等学校体育教授充実ノタメ特ニ女子ノ優秀ナル体育指導者錬成ハ正今日ヨリ重要ニシテ急務ナルハナシ、是ヲ以テ昭和十六年三月十日付文部省ノ指令ニ基キ既定計画ニ依リ校地ヲ拡張シ応急施設ヲ整ヒタルヲ以テ女子部本科(修業年限三年)ヲ新設シテ昭和十八年度ヨリ之ガ実施ヲ期シ師範科(修業年限二年)ハ昭和十八年度限募集セザルコトトナシ之ニ伴フ学則ノ一部ヲ変更セントス。尚校舎建築資

材ノ大半ハ既ニ準備ヲ了シ近く認可申請ノ予定ナリ。冀クハ特別ノ御詮議ニ依リ御認可アランコトヲ。

このようにして、日本体育専門学校女子部もようやく三年制の本科の設置が認可され、専門学校らしくなつたといえよう。そこで、ここでは改めて女子部のキャンパス・ライフを垣間見て置くことにしよう。というのは、男子部に比して女子部の活動は十分に知られていないためである。無論、銃後の活動が彼女たちの学園生活の大半を彩つたことは間違いないが、女子部学生の独自の活動として継承されてきたであろう部活動はどのように行われていたのであろうか。専門学校に昇格する前の女子部の部活動は次のような研究会各部および委員によつて行われている。

日本体育会体操学校女子部研究会の各部と委員（昭和十五年四月現在）

部	委員
総務部	溝島孝野、大月くに、石川壽美野
旅行部	源生ミツ、大月くに、川崎八千代
音楽部	山内キミ江、宇屋美伎子
遊戯部	金子美音子、松山昌子
競技部	鈴木きみ子、村井恭子

排球部	溝島孝野、石川壽美野、海野幸子、多田浪子
籠球部	森京子、長谷川カノ、中野久子、小野八重子
水泳部	小菅サカエ、大平瑞穂
庭球部	海野幸子、多田浪子、内藤秀子、中野登喜
武道部	大平瑞穂、佐伯フクミ、金子美音子
文芸部	山下フサエ、関千年、佐藤登志、萩原良枝
卓球部	坂東幸子、千葉喜代子、蒲原アヤ、高野真理子
スキー部	長谷川カノ、村井恭子、小菅サカエ
スケート部	鈴木きみ子、松山昌子、福島かつ江、関千年

右の体操学校女子部研究会各部および委員一覧は昭和十五年四月発行の『体操学校情報』に記載されているものである。したがって、体操学校から専門学校へと昇格してからの女子部においてもそれらの各部が継承されているとみなすことができよう。しかし、専門学校では「研究会」は「報国団」に改められ、昭和十六年七月二十八日に認可の報国団の団則によると、女子部の報国団は当該規則を準用すると定められているに過ぎない。したがって、何ほどの程度まで準用されたのかをここで提示することはできないといえよう。文化部の活動も、運動部の活動も戦局の悪化とともに鎮静化し、銃後の体制づくりに精進する日々が続いたと想像を巡らすことができようである。

第三節 学園の焼失と再建 〔戦災と戦後の復興〕

第一項 東京空襲と学園の焼失

昭和二十年四月、日本体育専門学校は戦時下最後の入学生を迎えた。しかし、入学生の大半がすでに勤労のため動員され、容易に登校できる状態にはなかった。しかも、その授業にしても戦技中心の錬成に終始するような状態にあったという。本校が昭和二十年四月一日付で入学生に送付した文書は、戦争末期の本校の実態を証すものといえよう。次に当該文書を引いておくことにしたい。

昭和二十年四月一日

東京世田ヶ谷区深沢町三丁目

日本体育専門学校 印

殿

本校第一学年入学者ニシテ現ニ学徒勤労働員トシテ出動セザル者及来ル六月迄現在出動先ノ動員ヲ継続セルモノト雖モ特ニ出身中等学校長及出動先ノ工場事業場ノ諒解ヲ得タル者ハ四月十日（火曜）午後一時本校ニ於テ入学式挙行ニ付出校左記事項了知相成度シ

記

- 一、四月ヨリ出校ノ生徒ニ対シテハ滑空・機甲其他ノ教育訓練等ヲ課スルモノトス
 - 一、四月十日午後本校寄宿寮ニ入寮スルモノトス
- 寮費及携行スベキ所要品ハ曩ニ通知セルモノヲ参照スベシ

一、交通機関等ノ為四月十日出校シ得ザル者ハ登校予定日ヲ至急届出ツベシ

この専門学校が教練教員を養成し、航空海洋体育の教授を行っていたからといって、入学の最初から「滑空・機甲其他ノ教育訓練」をメインにして開講するとなれば、もはや教育機関本来の機能は完全に放棄されていたとみなければならぬ。学徒出陣の時代であるから、学校当局が学生に対して通知する内容も勇ましく、しかも「即戦力となりうる教育」を標榜しなければならぬという事情を考慮に入れなければなるまい。敗戦が目前に迫り、本土決戦の準備に忙しい時期であるから当然のことであつたといえよう。すでに、東京の上空にはB29爆撃機が飛来して首都の機能を完全に麻痺せしめる空爆が開始されていた。前年の十一月二十四日に東京空襲ははじまり、翌二十年三月九日・十日には江東区を中心に大掛かりな空爆がかけられていた。また、四月十五日の空爆は荏原中学校を灰塵に帰せしめ、五月二十四日・二十五日の空襲は東京都区内の大半を焼失せしめた。この五月二十四日の空爆によって、日本体育会と日本体育専門学校の重要施設（本館、体育館、武道館など）が焼失せしめられている。当時、体育専門学校の教員として学生とともに寝食を共にし、勤労動員にも随伴した見形道夫氏は『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中で深沢校舎の戦災の模様を次のように回想する。

五月二十四日午前一時二十六分空襲警報発令——伊豆半島を北上しているニュースが告げられた。

この日、B-29は一機ずつ分散して二時間にわたる波状絨毯爆撃を行なった。空を圧するガン、ガン、グンのひびき、ザアー、ザアーといった焼夷弾投下の音、本能的に首をちぢめる次の瞬間、火柱となり、あちこち

に火災が発生する。火災と共に起きる風が無気味な生あたたかきを感じさせる。

当時、学生はすべて勤労働員に出動し、川崎、鶴見の造船所、用賀の衛生材料廠等に分散、深沢寮は用賀隊が、他の等々力第一、第二寮は四一五名が残留する状態であった。

私は二十三日、鶴見造船所の交代を桜井彦四郎教授となし、等々力第一寮に帰った夜であった。三時五十分空襲解除と共に連絡学生（藤田仁、一色幹夫）を連れ大学へ。

時すでに遅く、本館、体育館、新設武道館は灰塵に帰し、コンクリートの壁と本館事務室の金庫が周辺の火炎の中にとり残されていた。焼夷弾の数のおびただしき、一メートル間隔にならび、不発のものが筒の様に並んでいる。

「先生やられました」。寮大隊長（坂手）が残念そう。海老原事務長の当直で、書類はすべて灰となった。銃器庫とバラック教室一棟、寮が残された。二十五日、私は火の気の残る本館をバックに中庭に学生を集合させた。月光のもと、涙で歌った寮歌は、当時の人達に会った時に忘れられないものとなった。

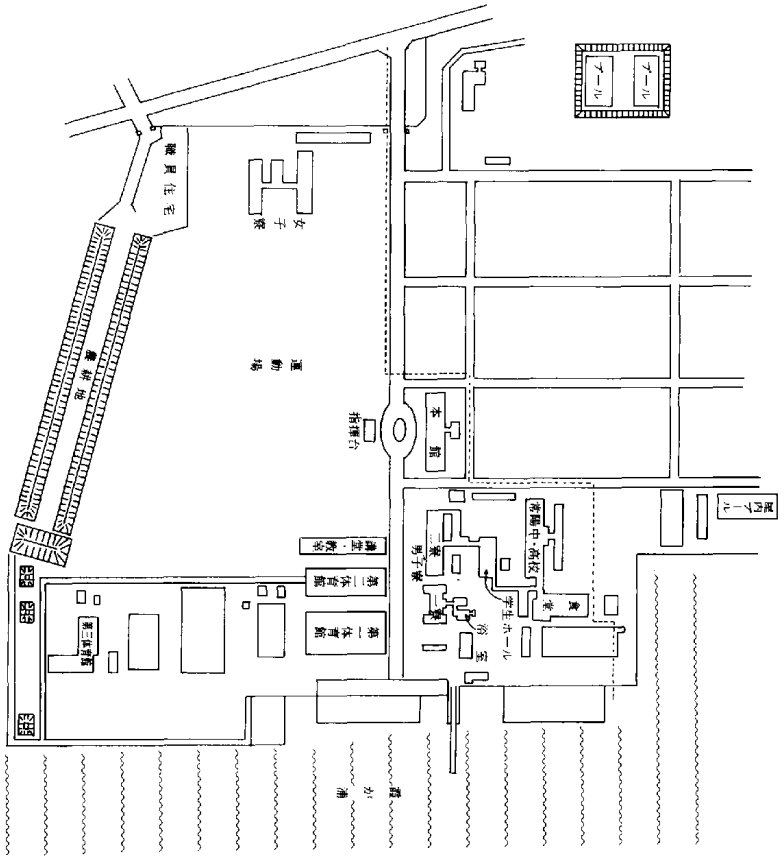
この学園の焼失は日本体育会体操練習所として誕生し、日本体育会体操学校への改組を経て日本体育専門学校へと発展を重ねてきた本校が、まずもって推進してきた『軍国主義的体育』の終焉を意味するものであった。この年の八月十五日、昭和天皇が自らラジオを通して太平洋戦争の終わりを告げ、戦後が始まった。戦後の体育は『平和主義、民主主義』に則った体育として再出発したし、日本体育専門学校による平和的民主的体育の推進が焦土と化した深沢のキャンパスではなく、土浦のキャンパスでもって推進されることになった。中等学校における体操教員の八割を供給してきた本校であったことからしてみれば、新しい時代に即した本学の教育方針の転換は同時に全国の学校現場において行われていた旧時代の『軍国主義的体育』からの訣別を意味していたといえよう。

第二項 土浦への移転と学園の再建

昭和二十年九月、敗戦の混乱が渦巻く中で、日本体育専門学校の教育は戦災で校舎・運動施設の大半を失った深沢キャンパスで再開された。繰り上げ卒業生の再教育を主眼として実施されたこの臨時補修科は翌二十一年三月まで開講されている。これに参加した卒業生は十数名であったという。しかし、深沢での授業再開には多くの困難が伴っていたといわねばならない。小さな教室と寮しか残っていなかったために、この地で戦後の本格的な復興を図るには無理があつたといわねばならない。ために、本校の復興を巡って移転問題が急浮上することになる。東京を離れて茨城県土浦へ移転するか、東京に残って再建に着手するか、の議論が伯仲する。しかし、諸施設に恵まれ、修理することで授業を行うことができる土浦（元海軍航空隊跡）のほうに移転すべきだとの意見に傾き、昭和二十一年四月二十日、日本体育専門学校は茨城県稲敷郡阿見町にある元海軍航空隊跡へと移転する。ここに、五年間にわたる体育専門学校の土浦時代がはじまることとなった。

土浦キャンパスは七万一、二八〇坪、グラウンドは三万五、〇〇〇坪を越していた。この敷地の中で本館、校舎、男女各二棟の寄宿舎、教職員住宅など、合計五十六棟、一万二〇〇〇余坪の建物が建っていた。これらの土地、建物は昭和二十一年十一月八日、茨城県軍需物件処理委員会から一時使用の認可を受け、その後、期間の更新をして本校が東京深沢への復帰を果たした昭和二十六年三月末日まで使用することとなったわけである。学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』によれば、土浦キャンパスの施設配置図は次頁のようになるという。

昭和二十一年四月二十日、日本体育専門学校は土浦で戦後最初の入学式を挙行、専門学校としての本格的な授業



土浦施設配置略図(昭和22年)

が再開される。しかし、その当時は食料難がピークに達している時代でもあり、学ぶことよりも生きることに関心をおかねばならなかったという。それでもやはり、大都市に比して地方の食料事情のほうはよく、キャンパスの広さや霞が浦につづく大自然の教育環境は恵まれていたといわねばならない。とまれ、新時代を迎えた日本体育専門学校は土浦を舞台にしてその発展を模索していくことになったのである。

当時の専門学校における生活誌が『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』の中で、二人の人物を介して綴られているので、次に続けて引いておきたい。前者は長田一臣氏の回想になるもので、後者は三宅照子氏の回想である。

◎ 敗戦になって中支から復員すると、日体が霞が浦の航空隊跡に移転したという情報に接した。そこには新しい日体があるかもしれないという期待が復学を決意させた。徹底的に破壊された昭和二十一年四月の予科練跡は、かげろう燃える野原のようであった。正門からの長い一直線の広い道は、そのまま霞が浦に続いた。練習機の残骸が放置されているなかで、戦後の日体は出発した。

この廃墟のなかで、学生達は信じられない程自由のびのびと活動した。戦前の英語はステイブンスンの宝島を使ったが、戦後はポツダム宣言をテキストとした。戦前の哲学はフィロソフィーの講義だったが、戦後はフィロソフィーレンというに近かった。寮での私は、まったく自由に、消燈を気にすることもなく、徹夜で読んだり、書いたりできた。戦前の、まるでタコ部屋のような不毛の生活との闘いに明け暮れていた寮生活とは、まったく異質のものであった。

◎ 土浦では、航空隊跡の格納庫や兵舎を体育館や寮として、勉強が始められた。授業の内容は、軽スポーツ種目を除けば、現在のカリキュラムとほとんど同じものである。時には、アメ

リカ軍が来て、新ゲームを紹介したり、野球の親善試合をした。霞が浦で泳ぎもした、物の無い時代だったが、結構楽しんでいたと思う。

米本先生（初代理事長）が、前学生を前にして「イヤサカーツ」と大音声あげたのも、つい先頃のことのように思えるし、筑波登山も二度と味わえない体験であった。

国体が始まったのは、私が在学中の事である。競技会か選手権大会のような感じだった。参加するのが大仕事で、食料をかついで、東京大阪間十二時間の急行列車に詰め込まれて出場した。第三回の福岡国体で二位になった時、茨城県知事から表彰され、部長の宮本先生に付き添われて県庁へ行ったのを思い出す。

卒業する頃は、三つも四つも就職の声がかかるよき時代であった。

食料難の頃で、いつも空腹をかかえながら、走ったり跳んだりした。用具も設備も不足していた。しかし、学生同士の分けあい、援けあう心は、今の学生よりも強かったのではないかと思う。

右は当時の学生たちのキャンパス・ライフを象徴するものであるが、この土浦では体育専門学校だけでなく、もうひとつの歴史が刻まれている。それは、日本体育専門学校が土浦に移転するに際して中学校と高等学校の付置が要請されたことに始まる。常陽中学校と常陽高等学校のことである。この中学校及び高等学校に出身した体育専門学校教職員もいることから、土浦時代の日本体育専門学校は常陽中学校・常陽高等学校とともにその足跡を刻むことになったといえよう。常陽中学校と常陽高等学校に関しては第一部および「常陽中学校・常陽高等学校の沿革」の中で叙述されているので、詳細は当該箇所譲らねばならないが、この中・高等学校は日本体育専門学校の土浦への移転を機に誕生し、土浦から東京への復帰を機に廃校せしめられている点については、記述しておかねばなる

まい。

第三項 日本体育専門学校の転換

昭和二十一年一月三十一日、日本体育会は日本体育専門学校学則の改正を申請し、三月十六日付で認可を得た。改正理由の骨子は軍事色の払拭と民主化時代への即応にあるが、次の理由書によって確かめることができよう。

昭和二十年八月十四日^マ四年ニ亘ル戦争終結ヲ告ゲ敗戦ノ現実ニ直面シポツダム宣言ノ各条項ヲ最モ忠実勇敢ニ実行スルコトニヨツテノミ新日本再建ノ軌道ハ開カル。是ニ於テ民主主義ノ高度發達ヲ期シ急速ナル民主化ニ於ケル教育ノ地位ハ実ニ其ノ基盤ヲナスモノタルニ鑑ミ、本校ハ各方面ニ亘リ根本的改革ニ着手シ学科ノ内容ニ就テハ屢次ノ御通牒ニヨリ直ニ軍事教練、武道ト共ニ兼修科目タル航空、海洋ヲ全廢シ、一層各個人ノ体位向上ヲ目指ス体操ノ重視及人類国境ヲ超越セル競技ノ復活奨励ヲナシ更ニ、極端ナル国家主義的色彩ノ全科目ヲ排除シテ世界的規模ニ於ケル知徳ノ並進ニ努メ以テ万邦共通ノ教養ヲ高メ専ラ教育方針ノ民主化ヲ意図セリ。従ツテ生徒ノ人格ノ自由ト個性ノ尊重ニ基キ社会的正義ノ觀念ヲ浸透セシメンコトヲ期シ茲ニ学則ノ改正ヲナサントス。

軍事的体育の振興に大きく与かってきた本校は、この学則でもって一八〇度の転換を図り、民主的体育の推進に力を注ぐことが表明された。個人の体位向上と「人類国境ヲ超越セル競技」スポーツの復活に尽力することが謳われたのである。したがって次に掲げる改正学則も「皇国精神」を「世界道義」にかえ、三年制の本科と一年制の補

修科を設置し、二学期制を採用、さらには定員を削減するとともに、学科課程から軍事的性格を有する教科を除外したのである。学則の条文とは無関係であるが、全寮制を緩和したことも当時の寮管理のあり方から推して軍事的色彩の払拭の一環とみなければなるまい。

日本体育専門学校規則 昭和二十一年三月改正

第一章 目的

第一条 本校ハ専門学校令ニ拠リ体育ニ関スル高等ノ学理並ニ實際ヲ教授シ特ニ世界道義ノ涵養ニ努メ兼
ネテ国民体育ノ指導ニ当ラントスル人材ヲ養成スルヲ以テ目的トス

第二章 部科及修業年限

第二条 本校ニハ男子部、女子部ヲ置ク

第三条 各部ヲ分チテ本科補修科ノ二種トス

第四条 修業年限ハ本科三年補修科一年トス

第三章 学年学期及休業

第五条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第六条 学年ハ左ノ二学期ニ分ツ

第一学期 四月一日ヨリ九月三十日ニ至ル

第二学期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第七条 休業期間左ノ如シ

夏季休業 七月二十一日ヨリ九月五日ニ至ル

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

第八条 春期休業 三月二十六日ヨリ四月九日ニ至ル
休業日左ノ如シ
祝日、祭日、日曜日、本会創立記念日

第四章 学科課程

第九条 男子部 各科ノ学科課程及毎週授業時間数次ノ如シ

科目	学年		本	科
	部	時数		
倫理 心理学及 公民生活概説	第一学年		二	二
	一部	二		
	二部	二	二	二
	一部	二		
	第二学年		二	二
	一部	二		
二部	二	二	二	
一部	二			
同倫理 社会学及 公民生活概説	第三学年		二	二
	一部	二		
	二部	二	二	二
	一部	二		
	同倫理 社会学及 公民生活概説		二	二
	一部	二		
二部	二	二	二	
一部	二			
同倫理 社会学及 公民生活概説	同倫理 社会学及 公民生活概説		二	二
	一部	二		
	二部	二	二	二
	一部	二		
	同倫理 社会学及 公民生活概説		二	二
	一部	二		
二部	二	二	二	
一部	二			
同倫理 社会学及 公民生活概説	同倫理 社会学及 公民生活概説		二	二
	一部	二		
	二部	二	二	二
	一部	二		
	同倫理 社会学及 公民生活概説		二	二
	一部	二		
二部	二	二	二	
一部	二			

学 科 目	学 年 時 数	科	第一学年	本 科	第二学年	科	第三学年	補 修 科
			時 数					
			每 週 授 業		每 週 授 業		每 週 授 業	每 週 授 業

女子部

備考 一 第一部ハ倫理 第二部ハ社会体育ヲ兼修スルモノトス
二 本表ノ外適當ノ期間ニ於テ遊泳、スキーヲ課ス

計	青年訓練学	音楽	社会体育	球技	遊戯	競技	器械体操	徒手体操	体育理論	体育史	
三六	一	二	一		二	二	二	三	三	二	
三三	一	二	一	二	二	二	二	三	三	二	
	同	同	同	同	同	同	同	同	生 救 急 法	体 育 生 理 衛 生	体 育 測 定 学
三七	一	二	一		二	二	二	三	三	二	一
三七	一	二	一	二	二	二	二	三	三	二	一
	同	同	同 上 及 教 授 法	同	同	同	同	同	社 会 体 育 概 説	同	体 育 心 理 学
三六	一	二	一		二	二	二	三	三	二	一
三八	一	二	一	二	二	二	二	三	三	二	一
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
三六	一	二	一		二	二	二	三	三	二	一
三八	一	二	一	二	二	二	二	三	三	二	一

倫	倫	教	國語漢文	外語	歷史	體育理論	體育	體操	音樂	家政	家論	遊樂	球技	競技	器械體操	徒手體操	解剖生理衛生	體育史	文化史	英語	習字	講讀・作文・	教育學	倫理學	公民生活概説
—	—	二	四	二	一	二	二	四	二	二	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	—	—
實踐倫理	同上	教育史及	講讀作文	同上	史學概論	體育原理	體育教授法	同上及救急法	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上及救急法	體育教授法	體育原理	同上	講讀作文	教育史及	教育學	倫理	同上
—	—	二	三	二	二	一	二	二	二	二	二	二	二	二	四	二	二	一	二	二	三	二	—	—	
同上	同上	青年訓練學	管理法	同上	同上	同上	體育行政	體育心理學	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	教授法及	社會學	同上	同上
—	—	—	三	二	二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	四	二	二	一	一	二	三	二	—	—	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
—	—	—	三	二	二	一	一	二	二	二	二	二	二	二	四	二	二	一	一	二	三	二	—	—	

備考 本表ノ外適當ノ期間ニ於テ遊泳、スキーヲ課ス

第五章 入退学及生徒定員

第十四条 入学期ハ毎学年ノ初トス

第十一条 本校第一学年ニ入学シ得ベキ者ハ品行方正、身体強健ニシテ左ノ各項ノ一二該当シ本校ノ入学檢

定ニ合格シタルモノトス。

本科

一、中等学校ヲ卒業シタルモノ

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験ニ合格シタルモノ

三、専門学校入学者檢定規程第十一条ニ依リ指定セラレタルモノ

補修科

一、本校本科卒業者ニ限ル

第十二条 本校ノ毎年入学セシムベキ生徒定員左ノ如シ

男子部 女子部 計

本科 二五〇 一五〇 四〇〇

補修科 二五 二五 五〇

第十三条 本校ニ入学セントスルモノハ檢定料トシテ金十円及左ノ書類ヲ入学願書ニ添ヘテ差出スベシ

一、入学志願者ハ出身学校長ノ入学推薦書人物考査書卒業又ハ修業成績証明書

二、教員免許状ヲ有スルモノハ其ノ写

三、本科、補修科ニ入学セントスルモノハ教員免許令第五条各号ニ該当セザルコトヲ証明セル市町

村長ノ身分証明書

四、戸籍抄本又ハ戸籍記載事項証明書及身体検査書

五、写真

第十四条

入学ヲ許可セラレタルモノハ尊屬親ヲ正保証人東京都又ハ近県居住者ニシテ独立ノ生計ヲ営ミ入学者ニ関スル一切ノ責任ヲ負フベキ者ヲ副保証人トシテ第三号書式ノ在学保証書ヲ入学ノ日ヨリ十日以内ニ差出スベシ

但シ本校ニ於テ不適当ト認ムル保証人ハ之ヲ変更セシムルコトアルベシ

保証人住所ヲ転ジ又ハ改名改印シタルトキハ速ニ届出ヅベシ

第十五条

休学セントスルモノハ左記各項ヲ適用ス

一、疾病ニヨリ二ヶ月以上修学スルコト能ハザルモノハ医師ノ診断書其ノ他止ムヲ得ザル理由アルモノハ其ノ旨詳記シ当該学年間休学ヲ願出ズルコトヲ得

二、休学ノ許可ヲ得タルモノハ休学満期後原級ニ服セシム 但シ休学期間内ト雖モ其ノ事故止ミタルトキハ許可ヲ得テ授業ヲ受クルコトヲ得

三、休学中ハ学費ヲ徴取セズ 但シ学年ノ中途休学ヲ許可シタルトキハ其ノ期ノ学費ハ徴収ス 又中途ヨリ授業ヲ受ケタルトキハ其ノ月ヨリ月割ヲ以テ之ヲ徴収ス

第十六条

退学セントスルモノハ其ノ事由ヲ記載シ保証人連署ヲ以テ願出ヅベシ

第十七条

已ニ退学シタル生徒ニシテ再入学ヲ願出ヅルモノアルトキハ原学期以下ニ編入ヲ許可スルコトアルベシ

第六章 試 験

第十八条

生徒ノ学業成績ハ每学期試験ヲ行ヒ之ヲ調査ス

第十九条

進級原級卒業ハ成績考查ニ関スル教授会ヲ經テ学校長之ヲ決定ス

第二十条 本科補修科所定ノ学科ヲ卒ヘタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

但シ成績ニヨリ修業証書ヲ授与スルコトアルベシ

第二十一条

疾病其ノ他ノ事故ニヨリ定期試験ニ応ズルコト能ハザルモノハ次学期又ハ次学年ノ初二於テ未済試験ヲ受クルコトヲ得 但シ定期試験終了後五日以内ニ届出ヲナサザルモノハ未済試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第二十二条

未済試験ノ手数料ハ金十円トス 但シ学科目半数以下ナルトキハ金五円トス

第七章 学 費

第二十三条

入学ノ許可ヲ受ケタルモノハ入学金トシテ金二十円ヲ納付スベシ

第二十四条

授業料ハ一ケ年三百円トス

第二十五条

分納授業料ハ指定シタル期日ニ納付スベシ

第二十六条

在学中ハ欠席ノ為ニ授業料ヲ免除セザルモノトス

第二十七条

授業料其ノ他納付金ヲ怠納シタルトキハ保証人ヲシテ之ガ弁償ノ責ニ任ゼシム

第二十八条

納付シタル検定料入学金及授業料等ハ返付セズ

第八章 賞 罰

第二十九条

善行及学業優良ナル者ニ対シ褒賞スルコトアルベシ

第三十条

規則及命令ニ違反シ又ハ生徒タルノ本分ニ悖リタルモノニハ左ノ処分ヲナスコトアルベシ

一、 譴責 二、 謹慎 三、 停学 四、 退学 五、 除名

第三十一条

左ノ各項ノ一ニ該当スルモノハ退校セシム

一、 身体病弱若ハ学業劣等ニシテ成業ノ見込ナキモノ

二、 性行又ハ思想不良ニシテ改善ノ見込ナキモノ

三、 出席常ナラザルモノ

四、屢々授業料及寮費ノ納付ヲ怠リタルモノ

第九章 選科生

第三十二条 本校所定ノ学科目ノ中一科目若クハ数科目ヲ選択専修センコトヲ願出ヅル者アルトキハ資格選考

ノ上授業上差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第三十三条 選科生ノ在学期間ハ三年以内トス

第三十四条 選科生ニシテ成績考査ニ合格シタル者ニハ所定ノ学科目履修証書ヲ授与ス

第三十五条 選科生ニ関シテ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス

第十章 委託生

第三十六条 本校ハ官庁其ノ他ノ委託アル場合ニハ設備ノ許ス限り委託生ヲ置クコトアルベシ

第三十七条 委託生ハ本科又ハ選科生ニ入学セシム

第三十八条 委託生ニ関シテハ特別規定アル場合ノ外本校學則ヲ適用ス

第十一章 外国人特別生

第三十九条 外国人ニシテ外国公館ノ紹介書ヲ添へ入学ヲ願出ヅル者アルトキハ詮議ノ上相当ノ学力アル者ニ

限り特別生トシテ入学ヲ許可スルコトアルベシ

第四十条 特別生ニシテ所定ノ課程ヲ終リタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス

第四十一条 特別生ニ関シテ規定セルモノノ外ハ本校諸規則ヲ適用ス

第十二章 入寮及退寮

第四十二条 生徒ハ在学期間中寄宿寮ニ入寮セシム 但シ事情ニ依リ外泊希望ノモノハ許可スルコトアルベシ

第四十三条 退学又ハ除名処分ヲ受ケタルモノハ即時退寮スルモノトス

付則

第四十四条 本校學則施行上必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

なお、戦後のインフレは学校経営にも大きく影響し、度重なる授業料の値上げが相継いだし、本校人面でも安定をみるには、いましばらくの時間を要したといわねばならない。これに関しては『学校法人日本体育会・日本体育大学八十年史』に詳しいので当該箇所を引いておくこととしたい。

なお、戦後にみられた経済の窮迫、物価の高騰は、入学検定料、入学金、授業料の増額を余儀なくし、そのつど、学則改正の手續きを踏んでいる。その理由は、いずれも施設の充実と教員の待遇改善で、昭和二十年に一二〇円であった授業料は、昭和二十一年度には三〇〇円となり、その十月には年額五〇〇円、昭和二十二年には一、〇〇〇円、その十月には年額一、六〇〇円、つづいて昭和二十三年度には三、〇〇〇円と急騰した。人面では、昭和十四年以來の二荒校長は、昭和二十一年二月二十日辞任した。しかし、その後は校長に適任者を欠き、昭和二十五年三月十五日に栗本義彦校長の就任をみるまで、つぎつぎ交代している。すなわち、昭和二十一年二月二十日校長事務取扱秋山四麿就任、昭和二十二年三月三十一日同辞任、同日校長事務取扱飯塚晶山就任、同年十一月一日校長飯塚晶山就任、昭和二十三年二月二十八日同辞任、同年三月十五日校長渡辺鏡藏認可、昭和二十四年十一月一日同校長辞任、同日校長事務取扱栗本義彦就任となっている。したがって、人面からみた場合、戦後の教育体制は、まだ確立されていなかった。

第四項 戦後における体育専門学校のスポーツ

(一) 戦後スポーツの再興

先の戦争は多くのスポーツの担い手たちも、スポーツの場も、スポーツの組織も奪い去ってしまった。明治以来培われてきた日本のスポーツはたび重なる本土空襲によって灰燼に帰した。ために空襲によって被った焼け跡の中から日本のスポーツは再生の道を歩まねばならなくなった。その第一歩はいうまでもなく戦前のスポーツ界をリードした人びとによって踏み出されているが、国によるスポーツ政策の転換やジャーナリズムによるスポーツの奨励も見逃すわけにはいくまい。

昭和二十年九月、文部省は『校友会新発足ニ関スル件』（次官通牒）を発し、十六年八月の『学校報国団ノ体制確立方』を廃止する。そして翌二十一年六月に『学校校友会運動部の組織運営に関する件』を体育局長名で通牒し、『学校校友会運動部と組織運営の参考』として十一日に亘る留意点を提示した。これらの校友会に関する措置は、もちろん、敗戦処理の一環として実施されたもので、軍事的色彩の払拭の一点に絞られている。これは『終戦ニ伴フ体練科教授要項（目、綱）ノ取扱ニ関スル件』（昭和二十年十一月）、『学校体練科関係事項の処理徹底に関する件』（昭和二十年十二月）および『武道ノ取扱ニ関スル件』（昭和二十年十一月）などの通牒の精神と同様であった。したがって、直接的、積極的なスポーツの奨励策ではなかったといわねばならない。

しかし、学徒を戦争従業へと駆り立てる方便としてとられた学校報国団から軍事的諸要素を取り除くことは、戦後のスポーツの振興をはかるための大前提であったことはいうまでもない。連合軍の統治下において、その許容範囲を越えた政策をとることは許されるはずもないが、戦前のスポーツ政策に何一つ手をうたず、それを放置しておくこと自体が、連合軍の許容範囲を越えることになるためである。したがって、「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ学科及ビ教練ハ凡テ廃止スルコト」（昭和二十年十月二十二日、

連合国軍最高司令部ヨリ終戦連絡中央事務局經由日本帝国政府ニ対スル覚書」といふ連合軍の意図を実現させることが正課体育外であるにせよ、学校スポーツにも求められたのである。

いっぽう、この間接的・消極的なスポーツ政策と併行して、国による直接的・積極的な奨励策が講ぜられた。二十年九月、文部省は長らく廃止されていた体育局（体育課・勤労課・保健課）を復活させ、「新日本建設」に向けた体育・スポーツの奨励にのりだす。翌二十一年四月、社会体育振興策をうちだし、体育諸施設の復旧と拡充のための会議開催について通牒したのをはじめ、八月には社会体育の実施に関する件、十一月には市区町村での体育指導員と補助金交付について通牒するなど、戦前にはみられなかった施策が次々に発せられた。

ボールの配給は文部省の積極的なスポーツ奨励策であった。物資欠乏の折にあつて掛け声だけのスポーツ奨励は無意味である。二十一年四月、軟式野球用のスポンジボールを一万ダース全国各府県に配給したのを手始めに、十月には代用ワンアウトボールおよびスポンジボールを追加配給し、少年野球の奨励につとめたのである。これはスポーツの普及を物の面から制限した戦中のボール配給とは全く異なるものであるといわねばなるまい。

戦後のスポーツを語る上で、ジャーナリズムの果たした役割を無視することはできない。「近代体育スポーツ年表」（新版、昭和六十一年、大修館書店刊）の戦後二、三年に限って目を向けるだけでも、この点を裏付けることができよう。その第一は新聞である。ポツダム宣言を受諾してから十四日後の八月二十九日、読売新聞は「再建日本と国民体育の新使命」と題して東龍太郎の論説を掲載した。また北海道新聞は九月十六日の社説に「新日本建設と体育」を、朝日新聞は「スポーツを民間に還せ」（社説）と訴えた。これと併行して各紙は編集局に体育部を設け、スポーツ報道に力を注ぐようになっていく。九月二十三日、中部日本新聞は編集局に体育部を設け、十月一日から朝

日新聞本社の運動部が復活、翌二十一年七月二十日には朝日新聞西部本社の社会部内に運動課を設置し、十一月一日より運動部として独立するに及んでいる。加えてこの年の二月下旬、朝日新聞社はスポーツ巡回学校を全国九地域で開催し、陸上競技、ラグビー、野球、籠球の実施要項を講習、同年十月五日付けの紙上で、市町村または学校を単位とする競技団体へコーチ団を派遣する旨を発表する。新聞社の戦後スポーツに果たした役割はこんなところにもみられるわけである。もちろん、各種の競技会の開催をバックアップするという新聞社の姿勢は戦前からみられるわけであるが、戦後その傾向は一層強まったといつてよいであろう。スポーツ紙の登場はその延長線上で捉えることもできる。

昭和二十一年三月六日、スポーツを取材のメインにした本邦初の日刊紙「日刊スポーツ」はスポーツの大衆化を願つて東京で創刊された。それは、本紙の経営にのりだした秋山慶幸の次の「発刊の言葉」の中に明瞭に打ち出されている。

我が国のスポーツ界が戦前素晴らしい発展を遂げた事は世人の既に知つて居る所であります、同時に開戦前後から戦争中にかけてその盛大であつた筈のスポーツが全く逼息して、我がスポーツ史上に空前のスポーツ空白時代を現出してつたことも亦記憶に新たな所であります。

之等の事態は何うして起こつたか、そのよつて来た所は指導者の不明社会情勢の如何等々と教えられるものは色々ありませんが、要するにその根本をなすものはスポーツがなほすっかりと日本人の社会生活の中にしみ込んで居なかつたと云ふことが最大の理由であります。

それと云ふのも従来のスポーツ界と言ふものが、ある意味から言つてスポーツ独自の社会を形成し大衆の世

界と遊離した存在であつたからであります。……………

スポーツを本当に大衆のものとする為にはジャーナリズムは其筆陣を立直して大衆と共に喜び大衆と共に樂しめるものを作り上げなければならぬと信じています。……………

その意味で私等は此処に日刊スポーツを発刊してスポーツジャーナリズムに新生面を開拓し、併せて日本のスポーツを本当に大衆の生活に溶け込んだものとす可く此処に同士相倚つて本紙発刊の段取りとなつたものであります。

この日刊スポーツ紙はアマチュアスポーツに重きをおいていたのであるが、これに対して二十三年八月一日に創刊をみた『デイリースポーツ』(タブロイド版、二頁)は関西のプロスポーツを取材対象にしてその売れ行きを伸ばしていったという(真口神博著「自由と平和をバラまけろスポーツ専門紙創刊ドラマ」、『Sports Graphic Number』一四七号、八〇頁)。奇しくも、『日刊スポーツ』の英語表記はThe Daily Sportsであり、『デイリースポーツ』(The Daily Sports)は、『日刊スポーツ』を意味していた。したがつて草創期のスポーツ紙は「日刊」スポーツ紙として読者を獲得することに成功したといえよう。裏を返せば、日常的にスポーツ情報を提供することによって、多く人びとの眼をスポーツへ向けさせる結果ともなつたわけである。

その後、スポーツ紙は『スポーツニッポン』、『報知新聞』、『中日スポーツ』、『西日本スポーツ』、『サンケイスポーツ』、『フクニチスポーツ』、『東京スポーツ』、『ナイガイスポーツ』の順で創刊をみるが、その全体を眺めてみると次の二つの共通した特徴を見出すことができよう。その一つはプロ野球を主な取材対象に選んでいること、他の一つは一般紙を親会社に行っていることである。これを表にして示すと次頁のようにならう。

スポーツ紙の親会社とプロ球団

紙名	創刊年月(昭和)	親会社	プロ野球球団
日刊スポーツ	21・3	朝日新聞社(38年より)	———
デイリースポーツ	23・8	神戸新聞社	———
スポーツニッポン	24・2	毎日新聞社	オリオンズ(現ロッテ)
報知新聞	25・1	読売新聞社	読売巨人軍
中日スポーツ	30・2	中日新聞社	ドラゴンズ
西日本スポーツ	29・2	西日本新聞社	ライオンズ(現西武)
サンケイスポーツ	30・2	サンケイ新聞社	アトムズ(現ヤクルト)
フクニチスポーツ	32・3	夕刊フクニチ	———
東京スポーツ	夕刊35・4	———	オリオンズ(現ロッテ)
ナイガイスポーツ	夕刊37・2	———	———

日刊スポーツ紙は創刊当初から親会社に依存したわけではなく、報知新聞もはじめからスポーツ紙として創刊されたわけではない。しかし前者は三十八年より、後者は二十五年より親会社をもった日刊のスポーツ紙となっている。また、西日本スポーツ紙とライオンズとの関係はフランチャイズ球団と地元スポーツ紙という関係であることを指摘しておかねばなるまい。

このようにみえてくると、戦後、スポーツ紙の発刊が相ついだことは確かに戦後スポーツの発展を裏がきしてくれる現象であるけれども、一つのかたよった特徴のあることを示すものである。それは親会社との従属関係と、プロ球団の機関紙としての性格である。次の引用はこの点を的確に指摘するものである。

スポーツ紙はいくつかの例外はあるが、そのほとんどが、プロ野球とともに生まれ、発展してきた。さきあげたスポーツ一〇紙のほとんどが敗戦直後から約一〇年間に生まれ、その後大きく部数を伸ばしているが、この時期はまさに、人々が敗戦の虚脱状態からなんとか脱出し、生活の再建のために必死に行動し、何かを求めていた時期に当たる。

人々のそうした欲求に応え、彼らに活力を与えたものの一つにスポーツがある。なかでもプロ野球の興隆は目ざましかった。スポーツ紙はプロ野球の発展に大いに手を貸し、自らもまた伸びていくという相互関係にあったので

ある。

親会社である大新聞は、多くの場合、その両方に直接関係しており、片方の手でプロ野球と人気を煽りながら、他方の手でスポーツ紙の部数を着実に伸ばしていったのである。

(波武江次著「スポーツ新聞」、講座現代ジャーナリズムV』所収、時事通信社、昭和四十八年十二月、一六〇頁)

かくて日本人にとっては、野球は「国技」(ナショナルスポーツ)になった。この反面、野球以外のスポーツは出遅れたといわねばならない。しかしスポーツ紙の営業上、野球が中心になり、本来の野球報道から離れた記事の掲載もやむを得ないことであるとすれば、営業上の利潤と直接かわらないスポーツの報道は、純粹にスポーツの奨励を願ったものであったとみることもできよう。ともあれ、野球以外のスポーツの出遅れを幾分なりとも取り戻してくれたのが東京オリンピックである。オリンピックに関連する報道が巷にあふれ、人びとはいやがうえにも野球以外のスポーツを知らしめられたのである。これについては後述する。

放送の果たした役割も戦後のスポーツを語る上で欠かせない。二十年十一月十六日、戦後最初のスポーツ放送が開始された。大相撲秋場所が両国技館から中継され、人びとは戦後スポーツの復活を目ではなく耳で確かめた。翌二十一年九月八日、「全日本学生水上選手権大会」(東京・日大プール)の実況中継がなされた。水中マイクホンを使用するという工夫もなされ、スポーツの放送に対して本格的に取り組むようになった。しかし、人びとのスポーツ熱をおおるには不十分であったといわねばならない。目と耳で試合の臨場感をもたせてくれるテレビジ

ンの出現を待たねばならなかった。これについても後述することにしよう。

新生日本のアマチュア・スポーツの再建は、ジャーナリズムの助けを借りながら、大日本体育会（二十三年十一月、日本体育協会と改称）が加盟団体組織に改組されることではじまった。二十一年一月の日本相撲連盟（アマチュア）の発足を手はじめに、日本バドミントン協会（二月）、日本フェンシング協会（八月）、日本軟式野球連盟（八月）、日本学生野球協会（十二月）などが相ついで結成されている。また、この年の十二月十四日には日本オリンピック委員会（JOC）の設立が大日本体育協会理事会で決定されていることも特筆される。かくて、次頁の表にもみられるように、アマチュア、プロを問わず、日本のスポーツの再建が着々とはかられていった。

（二）体育専門学校のスポーツ

昭和二十一年四月、日本体育専門学校は茨城県土浦の元海軍航空隊跡に移転し、授業を再開するが、この地で日体スポーツも再び活動を開始する。すでに触れたように、東京深沢のキャンパスと比して、土浦のほうははるかに運動施設に恵まれていた。グラウンドだけでも三万五、〇〇〇坪を越す広さが確保されていたのである。この練習の場の好条件に加えて、敗戦に伴う教育内容の変化も体育専門学校におけるスポーツ活動に好結果をもたらすことになった。これは戦後の民主国家建設に向けた文教政策の反映であったといえよう。昭和二十年十一月六日、文部省は事務次官通牒として地方長官、師範学校長、専門学校長、高等学校校長宛に『終戦二伴フ体練科教授要目（綱）ノ取扱ニ関スル件』（発体八〇号）を発し、次のような理由をもって終戦処理に着手する。

終戦二伴ヒ屢次通牒セル方針ニ則リ師範学校体練科教授要目、専門学校体練科教授要綱及高等学校体練科教

日本体育協会加盟団体及競技人口数調
(昭和23年12月現在—中間報告※)

団 体 名	競技人口
日本体操協会	21,119
日本相撲協会	36,639
(社) 日本山岳会	26,579
日本陸上競技連盟	231,189
日本水泳連盟	47,141
日本漕艇協会	2,673
日本ヨット協会	1,038
(財) 全日本スキー連盟	28,704
日本自転車連盟	4,533
日本重量拳協会	109
日本アマチュアレスリング協会	161
日本アマチュア拳斗連盟	4,278
日本ラグビー・フットボール協会	11,405
日本蹴球協会	23,086
日本ホッケー協会	533
日本送球協会	13,437
全日本軟式野球連盟	591,747
日本排球協会	171,498
日本籠球協会	64,774
日本庭球協会	22,570
日本軟式庭球協会	252,006
日本卓球協会	240,500
日本ゴルフ協会	—
(社) 日本馬術連盟	1,328
日本フェンシング協会	—
日本バドミントン協会	—

※未集計の都道府県 13

※『学校体育関係法令並びに通牒集』

昭和24年6月、300頁

授要綱ハ根本的刷新ノ要アルニ鑑ミ目下本省ニ於テ鋭意検討中ニシテ不日公布相成ルベキモ差当リ現行要目
(綱)ノ取扱ハ左記ニ依リ之ガ実施上遺憾ナキヲ期セラレタシ
尚武道ノ授業ノ中止ニ伴ヒ武道担任ノ教員ニシテ他教科担任ノ資格ヲ有シ教員トシテ適當ナルモノニツイテ
ハ当該科目ヲ成ルベク担任セシムル等之ガ措置ニ関シ格別ノ配意相成度

『終戦ニ伴フ体錬科教授要目(綱)ノ取扱ニ関スル件』
(通牒)にみるスポーツ教材の重視

主 教 材		補助教材
器械体操	懸垂、跳躍、転回倒立	平行棒、吊輪、鞍馬 棒高跳、砲丸投、円 盤投、槍投
走跳投技	短距離、中距離、長距離 障害走、幅跳、高跳、三 段跳、短棒跳	
相撲	(男子)	} 闘球、庭球
送球	(男子)	
蹴球	(女子)	
籠球	(女子)	} 漕艇 氷滑
排水球		
水雪滑		
音楽運動	(女子)	

この終戦処理によって、国民学校、中等学校の運動教材は部分の修正が加えられることになった。国民学校では「歩調ヲトリテ歩ク、軍隊遊、ヘイタイゴッコ、軍かん、兵タイサン、魚形水雷」の遊技が排除され、武道(剣道、柔道、薙刀)の授業が中止される。いっぽう、「授業ハ画一的指導ニ墮スルコトナク克ク児童ノ自然的要求ヲ考慮シ遊戯競技的取扱ニ重点ヲ置キ特ニ明朗闊達ノ氣象ヲ振起セシムルト共ニ道義心ノ昇揚ニカムルコト」が達せられた。また中等学校では「学徒航空適性強化体錬ニ関スル件」(昭和十九年八月十五日附発体一五八号)の通牒の廃止と、体錬科武道(剣道、柔道、薙刀、弓道)の授業中止及び校友会武道の部班の廃止を達したのに対して、「競技的取扱ヲ重視シ特ニ運動ヲ通ジ道義心ノ昇揚ニカムルコト」としてスポーツ教材の奨励が計られている。因みにこの通牒によって提示された運動教材を整理して示すと上に掲げる表の如くなる。

なお、師範学校、専門学校、高等学校向けの運動教材は、国民学校、中等学校とほとんど変わるところがないけれども、そこでは補助教材扱いの闘球は主教材として示され、新たに野球が補助

教材に加わっている点が注目されよう。

とまれ、文部省による学校体操の敗戦処理は軍事色の一掃的を絞って実施されたものであったが、これが結果としてスポーツ教材をことのほか重視することになったのである。ために、学校体操教員養成機関である日本体育専門学校も教授内容を一変させ、時代の要請に依っていくことになった。

いっぽう、前項で掲載の学則をみると、第九条の「各科ノ学科課程及毎週授業時間数」の中で次頁で掲げるような体操教員養成のための運動教材が採用されていることがわかる。かくて、体操専門学校の授業はスポーツを中心として展開されることになるが、二十一年三月に認可をみた学則中のスポーツ教材以外にも多くの教材が授業科目として登場することになる。

それは先掲の『終戦二伴フ体練科教授要目(綱)ノ取扱ニ関スル件』(二十一年十一月)で提示された「運動種目(運動教材)」に近いものであった。昭和四十七年頃の三宅照子氏の回想によると、当時の日本体育大学の授業科目中の「軽スポーツ」を除けば、そのほとんどの運動教材が授業科目として教授されていたからである。その授業科目とは次頁に掲げる通りであるが、これによってわれわれは、昭和二十一年四月を境にして、日本体育専門学校においてスポーツが重視されるようになったことを知ることができよう。

いっぽう課外におけるスポーツも重視された。昭和二十年九月の文部次官通牒「校友会新発足ニ関スル件」を機に、「日本体育専門学校報国団」は改組されることになる。しかし、その改組が何時、如何なる名称をもってはじまったのかについては定かではない。したがって、ここでは、戦前の報国団に改組される以前の名称(「研究会」)をもって新発足したとみなすことにしよう。だとすれば、二十年九月以降は自動的に日本体育専門学校研究会という

「日本体育専門学校規則」(昭和21年3月改正)にみるスポーツ教材とその配当時数

授業科目	毎週時数		備考
	男子	女子	
徒手体操	3	4	適当ノ期間ニ於テ遊泳スキーヲ課ス
器械体操	3	2	
競技	2	2	
遊戯	2	2	
球技	2	2	

昭和21年当時の日本体育専門学校の実技授業科目

体操I (徒手)	ダンス	水泳
体操II (器械)	ソフトボール	フォークダンス
陸上競技	テニス	野外実習 { 水泳 キャンプ スキー スケート }
バレーボール	バドミントン	
バスケットボール	(柔道)	
ハンドボール	(剣道)	
サッカー	相撲	
ラグビー	レスリング	

() 内は未詳

部、排球部、送球部、ア式蹴球部(ラグビー部)、ラ式蹴球部(ラグビー部)、登山部および角力(すもう)部である。最後の「すもう部」については武道に加え入れられる種目だから、当時は存在しえなかったとみる考え方もあるが、昭和二十二年八月二十日に文部省体育局長名で発せられた『学校体育指導要綱について』(発体七七号)

校友会組織が誕生したといわねばならない。しかしその研究会は、実質的には、二十一年四月に土浦へ移転するまで機能しえなかった。

ところが土浦ではじまった「研究会」については未詳であり、その全貌を示すことは困難である。そこで戦前の「研究会」報国団」において登録されていた運動部から大胆に想像をめぐらしてみることしよう。ただし国によってその実施が禁ぜられていた武道および戦争に関係するような運動部については除かねばならない。このような視点に基づいて整理すると、次の運動部が再興されたと考えられる。すなわち、徒手体操部、器械体操部(体操競技部)、重量挙部、スキー部、水泳部、陸上(競技)部、籠球部、

において、「すもう」が「中学校」（約十三年〜十五年）および「高等学校」（仮称、約十六年〜十八年）の陸上競技教材の内に組み入れられていることから推してみると、運動部としての「すもう」は法令に抵触することがなかったと考えられるからである。昭和二十年十一月六日付で文部省体育局長より発せられた「武道ノ取扱ニ関スル件」（発体八〇号）では、校友会運動部として編成してはならない武道とは剣道、柔道、弓道に限られていた点も、敗戦まもない日本体育専門学校における「すもう部」の復活の可能性を示唆してくれる。

最後に、日本体育専門学校のスポートは国によるスポート政策の転換をもって本格化した点についてみておくことにしたい。繰り返しになるが、国民体育の振興を御旗にかかげた「体操」教員養成学校であるが故に、「スポート」界で頭角を現すことができなかった。一握りの競技選手を育てることは国民体育を振興するという建学の精神に反することにつながったし、学校体操が「体操」を中心に展開されている限り、課外の運動部を母体にしたスポートの発展は望めなかった。体操教員に求められる運動（教材）の示範能力は課外の時間を当てることによって身に付けられたので、運動部本来の活動は十分に実施しえなかったわけである。したがって学校当局も、今日とは違って、学生の課外スポートに対しては冷淡であったといえよう。

しかし、敗戦を境にして学校の「体操科」は「体育科」と呼ばれるようになり、体育の手段としての運動の中心にスポーツがすえられる。これによって学校当局のスポートに対する姿勢は大きく変化することになる。課外の運動部で実施するスポーツは、体育教員の示範能力の向上に連なるのだから、当然の成り行きであった。したがってそのような条件を備えたスポーツをきわめる運動部は温く迎えられたといえそうである。そのスポーツ種目の手掛かりをここでは前出の「学校体育指導要綱について」に求めることにしよう。戦後の日本体育専門学校は、主とし

て、この要綱において登場した「中学校」および「高等学校」の教員を養成しているからである。体育教員を目指す学生が取得しなければならない実技科目とは次の通りである。

中学校および高等学校（仮称）の体育教材

体						類別	
徒						形	
胸	く び	肢 下 上				式	
		跳 躍	回 旋	拳 振	屈 伸		
胸の伸展	くびの屈・くびの転・くびの回旋	片脚跳び・両脚跳び	腕の回旋	腕の拳振・脚の拳振	腕の屈伸・脚の屈伸	女	内 容
						子	
						男	
						子	

		操				
上 陸		機 器		手		
跳	走	懸 垂 (鉄 棒)	跳躍・転回 (跳び箱・マット)	胴 体	体 側	背 腹
				転・回旋	屈・倒	屈・倒
幅跳び・高跳び	各 種 走			体の側転・体の回旋	体の側屈・体の側倒	体の前後屈・体の前後倒
幅跳び・高跳び	離走・継走・障害走 短距離走・中距離走・長距離走	腕立て回転 逆上がり・け上がり 脚懸け上がり・脚懸け回転	腕立て跳び越し 倒立・前転・腕立て転回	跳び上がり下がり		

ツ ー ポ ス

	技			球		技 競	
	庭 球 型	し ゆ う 球 型	ろ う 球 型	野 球 型	す も う	投	
平泳ぎ・横泳ぎ・速泳ぎ	バレーボール・テニス	スピードボール	ハンドボール	バスケットボール	ソフトボール フットベースボール		跳び越し・なわ跳び
平泳ぎ・横泳ぎ・速泳ぎ	バレーボール・テニス	ラグビー サッカー・スピードボール タッチフットボール	ハンドボール	バスケットボール	軟式ベースボール ソフトボール	すもう	三段跳び 砲丸投げ・円盤投げ

ン ダ			
ダ ン ス	泳 救 助 法		水 泳
<p>表現</p> <p>一、表現技術</p> <p>1 自然運動によって基礎的 的身体をつくる</p> <p>2 生活環境や生活感情から 取材して創作的表現に 導く</p> <p>(例) イ) 生活環境—スポ ーツ・器械・自然</p> <p>ロ) 生活感情—喜び 希望・思い出・愁 い</p> <p>二、作品創作</p> <p>表現技術によって作品</p>	救助法	立ち飛びこみ・逆飛びこみ	背泳ぎ・立泳ぎ 潜行
	救助法	立ち飛びこみ・逆飛びこみ	背泳ぎ・立泳ぎ 潜行

論	理	ス	
論	論	ス	
論	論	ス	
論	論	ス	

ところで、右に引用の『学校体育指導要綱について』を改めて眺め返してみると、その「指導方針」の中で「スポーツのコーチは原則として教職員がこれにあたる」と規定されていることに気付く。これは体育専門学校の卒業生が勤務校の運動部のコーチとしての資質を併せて磨くことを求めるものであった。したがって、卒業生はすべて正課時の体育の教員としての能力のほかに、課外運動部のコーチ・監督としての能力を併せもっていなければならないことになろう。これが、学校当局をして運動部の援助へとつながっていったのである。